

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成30年12月11日)

○ 石川善己委員長

おはようございます。

それでは、ただいまより都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催させていただきます。

インターネット中継を行っておりますので、ご理解ください。

それでは、本日のスケジュールですが、お手元に配付させていただいてありますとおり、まずは、スポーツ・国体推進部、そして、上下水道局、環境部、都市整備部の順で審査を行わせていただきます。

まずは、予算常任委員会都市・環境分科会としまして、各部局ごとに平成30年度の補正予算に係る所管部分の審査を行っていきます。

次に、都市・環境常任委員会で付託されました一般議案につきましては、スポーツ・国体推進部で5議案、上下水道局で1議案、環境部で2議案、都市整備部で3議案あります。そして、各部局からは、協議会の開催についても申し出をいただいておりますし、その他、環境部、都市整備部からは報告事項もございますので、よろしく願いをいたします。

まずは、都市整備部から、所管事務調査もありますので、お願いいたします。

審査の進め方につきましては、今回は委員会別の議案聴取会を開催しておりませんので、担当部局から資料の説明を受けて、その後、質疑に入っていただきます。

当委員会の資料につきましては、タブレットのほうへ送付をさせていただいておりますので、そちらを参照してください。

次に、11月定例月議会中における所管事務調査の実施につきましてお諮りをさせていただきたいと思っております。

休会中の所管事務調査につきましては、全ての議案の審査が終わった後に、その他事項で改めて提案を受けたいと思っておりますので、もし提案等、お考えがありましたら、ご申し出をお願いいたします。

11月定例月議会中に所管事務調査を行いたい事項というのは、今、お考えでありましたらご発言を願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

それでは、なしとさせていただきます。

審査順序に基づきまして、スポーツ・国体推進部から審査を行ってまいります。ご報告をさせていただきます。

出席理事者についてなんですが、教育委員会の理事と兼務であります中村理事が、教育民生常任委員会のほうで請願が出されております。その請願の会議後ということで、まず、教育民生常任委員会のほうに中村理事は出席をされております。請願の審査終了後に当委員会のほうへ戻ってきてもらって、審査に合流するという予定になっておりますので、ご了承ください。

もし出席がまだできていない状況の中で、理事によります答弁が必要ということとなった場合は、審査を留保させていただいて、質疑の場を後ほど設けることとさせていただきたいと思っております。できましたら、そのあたりもお含みいただきまして、円滑な委員会の進行にご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

傍聴の方が1名お入りになっておりますので、報告させていただきます。

議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 石川善己委員長

それでは、まず、スポーツ・国体推進部の審査に入らせていただきます。

部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 森スポーツ・国体推進部長

おはようございます。スポーツ・国体推進部でございます。よろしくお願いいたします。

本日、審査をお願いする議案でございますけれども、債務負担行為の補正が2件、それから条例の制定、一部改正が各1件、工事請負契約の締結に関してが2件、あと指定管理者の指定が1件ということで、都合7件、お願いをしております。

また、後ほど協議会のほうもお願いをしたいと思っております。夏に行われましたインターハイの報告と霞ヶ浦の新野球場並びにプールに関してのご報告、そして、あわせて

市制施行123周年に向けて、今後計画をしようとするハーフマラソンにつきまして、先般、皆様には文書で報告させていただいておりますけれども、そのあたりを説明させていただきたいと思います。多岐にわたりますので、資料があちこちしますので、一本に關係資料ということでまとめてございますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会、議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第2条債務負担行為の補正（關係部分）について資料の説明をお願いいたします。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課の長谷川です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

参考資料で説明させていただきたいと思いますので、タブレットの05都市・環境常任委員会、2011月定例月議会、02スポーツ・国体推進部關係資料、その資料の44分の4ページをごらんいただきたいと思います。

霞ヶ浦緑地新野球場整備事業費、債務負担行為については、三重とこわか国体に向け、新野球場を整備するものでございますが、まず初めにおわびさせていただきたいと思ます。

この補正予算は、この夏に行われましたインターハイでの駐車場不足の対応のため、工事着手をおくらせたことから、本年8月定例月議会にて、平成30年度予算の減額補正と平成31年度、平成32年度の債務負担行為限度額の増額をお願いしたところでございますが、今議会に契約案件としてお諮りしております建築工事、建築電気設備工事の入札を行ったところ、落札金額が当初想定していた工事金額を上回り、議案をご承認いただいた後に発注を予定していたほかの工事が予算不足となってしまったため、増額補正をお願いするものです。予算要求時の見込みが甘く、再度補正をお願いすることとなり、まことに申しわけありません。

霞ヶ浦緑地新野球場整備については、コスト削減に取り組みながら、総事業費15億円を下回るよう努めてきましたが、建築工事、建築電気設備工事の開札を経た結果、過去の同種工事の落札結果を見込んでおりました工事価格を落札額が大きく上回ってしまいました。このことにより、予定していた給排水設備等の建築機械設備工事、スコアボードの電気通信工事、そして、客席ベンチの設置工事が予算不足となってしまいました。建築工事と建築電気設備工事の落札額合計が14億5601万2800円ございまして、総事業費15億円に対しまして、残額が4398万7200円となります。そして、今後発注させていただきたい機械設備工事、電気通信工事、客席ベンチ設置工事の設計額合計が1億4398万7000円でございますので、不足する1億円を平成31年度、平成32年度の事業費に積み上げ、債務負担行為限度額の増額変更をお願いいたします。8月補正に引き続き再度補正をお願いすることとなり、大変申しわけございません。

説明は以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

では、説明は以上となります。

ご質疑等ございましたら、ご発言を願います。

○ 中村久雄委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、過去の同種工事の推移で工事価格を予定していると。昨今、工事価格、人件費の不足とか、人件費の高騰とかいうので大分上がっていると思うんですけど、その辺の見込みもいただいてこの予定価格を出しているんでしょうね。予定価格の出し方、どこで、どう1億円も狂ったのかというのは、もうちょっと説明いただけたらなど。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課の長谷川です。

過去の同種工事としましては、ほぼ予定価格に対して、90%の落札額で推移しておりましたので、今回の工事に関しても、それに近い金額で落札するものと思って予算運用をしてしまいました。ただ、昨今の、名古屋中心地の中部地区の好景気とか、あと今回の野球

場というのが、普通の建物に対しまして、例えばコンクリートの比重が非常に高いとか、専門工事が大半を占めるということで、その辺の反映が少し甘かったものと反省しております。申しわけございませんでした。

○ 中村久雄委員

この予定価格は、市役所内だけで出すんですか。どこか、ほかの誰かに相談したりとか、コンサルとか、出したり。

○ 長谷川国体推進課長

積算に関しましては、ちょうど二十数年前のバブル期のころに、官の積算で積算したのもほとんど敬遠されて不調に終わるとい時代がありまして、その後、国土交通省を中心に市場価格というのを導入されるようになりました。市場価格というのは、物価調査会だとかが各事業に聞き取りをしまして、それらに基づいて冊子にして、この工事のこういう部分はこの程度の価格ですよというのを発行しておるんですが、それに関しましても、例えば今回、7月に発行されたものを使用しまして設計を組みまして、10月に開札となったんですが、7月に発行されたものに関しましては、3月から6月ぐらいの調査の結果に基づく資料だということで、長いものにするると、半年ぐらい前の単価になってしまうところも否めないと思っています。その辺は、今後ちょっと研究させていただきたいなと思っております。

○ 中村久雄委員

今後なんですけど、そうやけど、需要と供給のバランスですから、どうなるかわからんというので、市場の動向もしっかりキャッチしながらやっていただきたいなということをお願いします。

以上です。

○ 石川善己委員長

他にございますでしょうか。

○ 森川 慎委員

半年で、いろいろかなりの価格上昇が今あるんですか。現状をお伺いしたいと思います。

○ 長谷川国体推進課長

現状ですが、わずかながら上昇はしてきておりますが、急激な変動はなされていないかなとは思っております。

○ 森川 慎委員

そんなに急激には変化していないけど、1億円変わってきたんですか。その辺の関係が余りわからんもんで。

○ 長谷川国体推進課長

今回、落札額の想定を90%としておりましたが、先ほどもお話しさせていただきましたように、今回の建物が非常に特殊な、普通の学校だとか事務所ビルとはちょっと形態が違った建物ということで、今後の物価の上昇の推移というのを請負させたまま、どういうふうにもリスクを考えられるかというあたりで、今回、厳しい結果が出たものと考えております。

○ 森川 慎委員

部材が急激に変化したということではなくて、今後を見据えて入札された業者さんがデータの中で高くなってしまったと、そういうのが実情なんですかね。

○ 長谷川国体推進課長

そのように考えております。契約後の物価スライドに関しましては、請負条項の24条だったか25条のほうで、契約を12カ月経過した場合に物価スライドがあった場合は、一部を発注者のほうが負担するという条約もあるんですが、それはどうしても契約後12カ月だと。そうすると、契約後、数カ月後までのリスクというのは、どうしても請負者さんのほうで負担していただくという契約になっておりますので、その辺のリスクをどういうふうにごえられたかという結果だと思っております。

○ 森川 慎委員

大体わかりました。

今後もいろんなことが高騰していきそうな、価格が上がっていきそうな見込みは、今見ている状態なんですか。社会的な中でとか、将来的なとか。

○ 長谷川国体推進課長

やはり中部圏は、今、経済が活発に動いておりまして、リニアとか名古屋の再開発だとか、その辺の影響を四日市はかなり影響を受けるかなと思っておりますので、その辺は動向を注視したいと考えております。

○ 森川 慎委員

わかりました。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

○ 森川 慎委員

はい。

○ 石川善己委員長

他にございますでしょうか。

○ 加藤清助委員

今の関連で、説明とやりとりの関係でちょっと整理したいなと思っておって、入札に当たって、予定価格を積算しますよね。その時期がいつで、さっきやりとりのあった公定価格やいろんな単価の見直しが毎年されて、それが7月と言った。

この件の入札公告はいつやってというのをもう一回整理して聞きたいんですけど、確かに落札率が建築工事で99.5%というふうになっていて、通常組むときに90%ぐらいで想定して組んだということなもので、予算上、超過してきたという、結果的にはそうなっていると思うんですけど、基本は競争入札かなんかでしょうね。何とか総合評価方式とか、いろいろあると思うんですけど、それで何者の応札があってというのがいつも出ますやんか。

あれというのはどこかに出ているんですけど。

○ 長谷川国体推進課長

この後、議案のほうでお諮りします契約案件のほうで説明させていただこうと思っております。そちらのほうの資料に掲載されております。

○ 加藤清助委員

後に出てくるの、そういうのが。契約上のあれだからか。

○ 長谷川国体推進課長

今回、入札した結果で契約案件として2件、建築工事と建築電気設備工事を上げさせていただいております、その入札の結果、予算不足が発生したということでございます。

○ 加藤清助委員

それはどの部分として、ちょっと時系列の順番の経緯のところがわかれば。

○ 長谷川国体推進課長

現在使われております労務単価に関しては、ことしの2月に国土交通省の指導で労務単価の改正をされております。その後、今回使用しております積算に用いました単価のほうは、3月中旬から6月上旬に向けて調査されたものが7月に冊子として発行されておりますので、その冊子をもとに積算をしまして、9月に公告させていただきまして、10月の中ごろに開札をした状況となっております。

○ 石川善己委員長

よろしいでしょうか。

○ 加藤清助委員

はい。

○ 石川善己委員長

他にご質疑等がございましたら、挙手にてお願いをいたします。
よろしいですか。

(なし)

○ 石川善己委員長

それでは、質疑もないようですので、この程度とさせていただきます。
これより討論に移ります。
討論ございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

なしのお声をいただきました。
では、討論もないようですので、これより採決を行っていきたいと思います。

○ 森スポーツ・国体推進部長

補正で2件あるんですが、債務負担行為も一括で。これは一括でよろしいですか。

○ 石川善己委員長

一括で、ごめんなさい。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課の村田でございます。

2件、補正予算のほうがございます、債務負担行為でございます。四日市市中央緑地陸上競技場天然芝トラック改修事業費でございます。

資料のほうにつきましては、タブレットの次のページをごらんください。44分の5ページになります。

中央緑地競技場の利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、中央緑地競技場天然芝トラック改修事業費に伴う、今回、債務負担行為をお願いするものであります。

改修内容につきましては、経年劣化が著しい天然芝と全天候型舗装、トラック面の全面更新を行います。あわせて、側溝等の排水設備、外周フェンス、タブレットのほうで赤く表示されている部分でございます。あと、門扉及び出入り口付近の段差の解消と黄色い部分の改修も行います。債務負担行為の限度額につきましては10億7800万円になります。

主な改修工事の費用は、全天候型の舗装の全面更新で5億1400万円、天然芝の全面更新で1億2900万円、既存埋設部の撤去で1億3400万円、外周フェンスで3500万円、門扉及び入り口部分の段差解消で2200万円となっております。

期間につきましては、平成30年度から平成32年度までとなります。

今後のスケジュールといたしましては、今11月定例会議会にてお認めいただいた後に、平成31年1月から総合評価方式で入札を行い、仮契約後に次回の6月定例会議会で契約議案を上程してまいりたいと思います。

改修工事につきましては、来年7月から翌年の9月までの15カ月としてまいりたいと思います。

改修工事期間中の平成32年9月に第2種公認陸上競技場の検定を受け、平成32年10月に開催予定の国体リハーサル大会であります全国社会人サッカー選手権大会を行いたいと考えてございます。

説明については以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明は以上でございます。

ご質疑ございましたら、ご発言願います。

○ 森川 慎委員

トラックと天然芝を更新していただけるということで、いいことかなと思っていますけど、どんな工事をされるのか、もうちょっと詳しくお伺いしたいです。全部ひっぺ替えて、替えていくんでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課、村田です。

全天候型の舗装と天然芝につきましては、30年間更新がなされてございません。その関係で、天然芝の部分も土の部分も膠着していたり、全天候型の塗装の部分は5年ごとに張りかえ修繕しておるんですけれども、中が塀が削れたり、中がすかすかになってきている状態がございまして、こちらもほぼ30年間更新がされていないという状況で、他市の状況も踏まえまして、おおむね大体30年間ぐらいで全面更新しているということで、四日市市のほうでもそのタイミングに合わせて、全面の更新を行っていきたいと考えているところでございます。

○ 森川 慎委員

全部を一回取っ払って、全く新しいものを入れていくと、そういうことなんですか。

○ 村田スポーツ課長

そういうことでございます。

○ 森川 慎委員

わかりました。

これは今後のことなんですけど、できたら、芝なんかは使い方のルールとか、どんなふうに養生していくかという部分がすごく大切だと思っていますので、またいろいろサッカーで使ったりとか陸上もそうですけれども、使い方によっては、ぼこぼこにすぐなってきた、選手がけがしてしまったりとかということが出てくるような芝だと大変なことだと思うので、今後ですけれども、またその辺の使い方だけきっちりルール化していただきたいなという要望ですので、伝えて、終わります。

○ 森スポーツ・国体推進部長

少し補足で、まず使い方に関しましては、実はインターハイを終わって、指定管理者のほうでもそういった芝の管理の仕方というのを改めて研修に行っていたりして努力をさせていただいています。今後も職員を含め、そういった努力はしていきたいと思っております。

それと、今回の改修に関しましては、当初、推進計画を計画していた当時は、できるだけ上っ面といいますか、上っ面だけを改修して、底地のほうはそのまま使っていこうとい

う思いでございました。それが、実際精査、詳細設計をすると、その下地も古くて使いものにならない。いろんな排水管みたいなポールがあるんですが、これも残すつもりだったんですけど、これも使いものにならないということで、そういった処分云々で、実は2億7000万円ほど増額になっております。かなり以前に簡易で設計した段階だったものですから、その辺、大きく底の部分も全部入れかえるという形になってしまったものですから、今後、全体会のときに推進計画のローリングをまた説明したいかと思いますが、そういった形でかなりの増額になっておりますので、少し説明がおくれました。

○ 森川 慎委員

更新じゃなくて、天然芝のサイズとか、トラック自体のサイズとかというのは、全く同じ規格でつくられるんでしょうか、それだけ確認をしておきます。

○ 尾関スポーツ課施設係長

スポーツ課施設係長の尾関と申します。よろしく申し上げます。

トラックにつきましては、今は既設の第2種ということでございます。今回につきましては、平成32年9月の工期満了と同時に、第2種の検定を受けるつもりを予定しております。その場合は、新設の第2種という形で公認取得を考えております。その場合のレーンの幅なんですけれども、レーン数は全く一緒なんですけれども、レーンの幅については、今の既設のものよりは若干ちっちゃくなる。厳密に言えば1 m220ということで、そういう幅になるということで、新設の購入取得を考えてございます。

続いて、天然芝のところなんですけれども、こちらにつきましては、今現状は、106mの70mという芝の大きさでございます。ただ、平成33年のときに国体の会場地にもなってございます。競技のガイドラインで申し上げれば、大きさといましては107mの71mという基準がございます。ただ、先ほど申し上げました第2種の公認規則で申し上げれば、最大でも106mの73mという規定がございますので、今回の改修に当たりましては、現状の106mの70mのところを、106mの71mで改修のほうを計画しております。ただ、国体のガイドラインの想定で申し上げますと、107mの71mということになっております。ゴールラインの1 m部分、おのおのの距離でいえば、両サイドで各50cmというところにつきましては、今回のインターハイ同様に人工芝の敷設ということで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 森川 慎委員

直してもらった部分ではちょっと足りないというか、その分、人工芝を足して規格に合うようにするという説明ですよね。

○ 尾関スポーツ課施設係長

そのとおりでございます。

○ 森川 慎委員

それは、国体後は剥がすんですか、その人工芝というのは。どういう運用になっていくのでしょうか。

○ 尾関スポーツ課施設係長

フィールドの芝生の大きさにつきましては、106mの71mでいくんですけれども、そういうサッカーの競技等については、その都度、人工芝の敷設というもので対応していくというふうに想定してございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

そうすると、Jリーグの規格なんかは足りないと思うんですけど、それはそういうふうに対応していくことは、可能は可能なんですか。ちょっとわからないですけど。

○ 尾関スポーツ課施設係長

Jリーグの仕様までは、ちょっとごめんなさい。私、ちょっとご判断できないんですけども、ただ、施設基準等もございますので、芝生の大きさ以外のところについても、例えば観客席等々の理由で、Jリーグというのは、今の現状ではできにくい環境だという状況でございます。いずれにしましても、今の中央緑地の陸上競技場で開催される国体等については、人工芝の敷設で補っていかうというふうに考えてございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

わかりました。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

○ 森川 慎委員

はい。

○ 石川善己委員長

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 石川善己委員長

では、質疑もないようですので、以上で終わらせていただきまして、討論に移らせていただきますと思います。

討論ございましたら、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしというお声をいただきましたので、それでは、採決に入らせていただきます。

議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第2条債務負担行為の補正（関係部門）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第2条債務負担行為の補正（関連部門）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

続きまして、ここからは、都市・環境常任委員会に移りまして、付託されました議案の審査に移らせていただきます。

議案第67号 四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第68号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第72号 工事請負契約の締結について一霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築工事）―

議案第73号 工事請負契約の締結について一霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築電気設備）―

議案第90号 四日市市運動施設の指定管理者の指定について

○ 石川善己委員長

それでは、議案第67号四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第68号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第72号工事請負契約の締結について一霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築工事）―、議案第73号工事請負契約の締結について一霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築電機設備）―、議案第90号四日市市運動施設の指定管理者の指定についてを審査させていただきます。

まずは、資料の説明をお願いいたします。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課、村田でございます。

まず、議案第67号四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうにつきましては、タブレットの44分の8ページからでございます。

まず、1番の条例の制定の背景でございますが、今回の条例制定につきましては、平成32年5月に供用開始を予定しております新体育館について、名称、使用時間、区分、使用料等について定めるものでございます。

新体育館の予約受け付けに係る事前申請を行っていくに当たり、利用者への周知期間等を考慮し、今回の議会で条例制定についてお諮りをするものであります。

また、新体育館は、ほかの運動施設とは異なり、さまざまな種目のスポーツやスポーツ以外にも使用し、シティプロモーションの核となる施設であることを踏まえ、四日市市運動施設条例とは別の条例で上程してまいりたいと思います。

新体育館の名称につきましては、四日市総合体育館としてお諮りさせていただきたいと思います。

また、平成30年8月議会の協議会にて、新体育館の料金設定案についてということでご説明を申し上げましたが、本11月の定例月議会で、新体育館の名称設定、アリーナ、弓道場、多目的室、トレーニングルーム、会議室についても料金設定をお諮りさせていただくものでございます。8月の協議会と同様の対応となっております。

続きまして、総合体育館の概要についてご説明させていただきたいと思います。

12ページのほうに総合体育館の1階の平面図が参考につけてございます。

めくっていただきまして、8ページでございますが、まず、アリーナ、メインの競技場部分につきましては、床面積が3308.8㎡となりまして、現在の中央緑地体育館の約1.71倍の面積となります。観客席につきましては、固定席が3032席、移動式が512席で、計3542席となります。なお、ランニングコースが体育館の2階部分に設置されます。弓道場につきましては、霞ヶ浦弓道場と比較し、近的射場5人立ち1射場から、近的射場5人立ち2射場に倍増されます。それと、新たに遠的射場3人立ち2射場が新設となります。

多目的室につきましては、多目的室1、966㎡あります。多目的室2、662㎡が新設となります。トレーニングルームにつきましては、床への影響を考慮し、トレーナー等による指導などのサービスは行わず、競技力向上のために活用していく施設としていきたいと思っております。

会議室につきましては、大会議室と小会議室、それぞれ126席程度、54席程度が使えま

す部屋が新設となっています。

なお、先ほど話しました12ページのほうに、その部屋の状況の配置が平面図として記載させていただいてございます。

続きまして、新体育館の料金設定の考え方につきましてでございます。

こちらは、昨年度に料金設定いたしましたフットボール場やテニスコートと同様に施設運営に係る人件費、維持管理費について、使用者に負担を求めてまいりたいと考えてございます。

建設費につきましては、その施設を誰もが利用でき、市民全体の財産であることから、利用者に負担を求めることと考えてございます。

次に、新体育館の使用者負担割合ですが、昨年フットボール場の料金設定をしたときと同様に、民間では提供されにくい施設であることから、50%を乗じて使用料を求めてまいりたいと思います。

しかしながら、使用者負担の考え方に基づき使用料を求めた結果、使用者の負担の過度な増加や他市の類似施設との不均衡が生じた場合、適当でないと判断した場合は、既存施設の料金に施設規模の拡大率を乗じて使用料を求める方法、あるいは近隣類似施設の使用料と面積案分する方法で料金設定をいたしたいということで、今回、料金案を計上させていただきました。

続きまして、9ページをごらんください。

アリーナ、競技場部分につきましては、中央緑地第1体育館の使用料との面積案分で使用料を設定しております。現状の中央緑地体育館と同様の使用区分、使用時間とし、料金設定についてと同様に、午後の料金は午前の料金の1.5倍、夜間は2倍に設定しております。なお、新たにスポーツとスポーツ以外に区分し、入場料の最高額の金額によって使用料を設定しております。スポーツ使用で入場料金を調整する場合は、入場料金の最高金額により使用料を設定しております。

入場料金の最高金額1500円までは、アマチュアの例えばハンドボール大会とかを想定してございます。1500円から3000円までのものにつきましては、ヴィアティンなどが行うバレーボールの大会なんかを想定してございます。3000円以上につきましては、プロのバスケット、バレーボール、大規模なんかを想定しているところでございます。また、スポーツ事業で入場料金を徴する場合は、入場料金を徴収しない場合の使用料、こちらでいきますと1万100円の2倍の2万200円、5倍、20倍ということで、スポーツ以外の使用で入場

料金を徴収する場合は、それぞれ5倍、20倍で使用料を設定しているところがございます。

アリーナ全ての使用区分におきまして、休日の土、日の使用料は、四日市ドームと同様に平日の1.2倍に設定してございます。

なお、アリーナの使用形態に合わせて分割利用を可能としまして、使用料は、使用面積を乗じた金額で設定してございます。

弓道場につきましては、射場の面積案分で霞ヶ浦弓道場の約3.83倍に使用料を設定し、さらに近的・遠的射場の人数で案分して設定してございます。近的、遠的ともに2分の1単位での分割利用も可能とし、使用料は2分の1を乗じた金額としてまいりたいと考えてございます。

続きまして、44分の10ページをごらんください。

多目的施設につきましては、隣接しております、ほぼ同面積の中央緑地第2体育館の料金と面積案分で設定しております。

また、近隣の勤労者交流センター多目的ホールとのバランスを保つため、2区画、1区画の利用費は面積案分とはせず、3区画利用時の70%、20%の設定にして料金のバランスを保ちたいと考えてございます。

続きまして、トレーニングルームにつきましては、一日の利用見込み人数を80人と設定し、個人料金300円を乗じた金額で2万4000円を設定しております。

大会議室、小会議室は、近隣の勤労者市民交流センター大会議室の料金を面積案分して設定してございます。

次に、アリーナ及び多目的室の個人利用につきましては、従前の料金と同様とさせていただきます。トレーニングルームにつきましては、器具の経年劣化したものを更新すること、220円から300円に設定をしたいと思っております。

なお、施行期日でございますが、新体育館が供用開始されます平成32年5月1日としておるところでございます。

続きまして、資料のほうは11ページに添付させていただいております。

これは、参考資料といたしまして、消費税10%とした場合の税抜きの価格と税込みの価格を一覧表で簡単に添付させていただいております。

説明については以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございました。

○ 村田スポーツ課長

続けてよろしいですか。

○ 石川善己委員長

はい。よろしくお願いします。

○ 村田スポーツ課長

続きまして、議案第68号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

資料のほうは13ページをごらんください。

まず、条例改正の背景でございますが、三重とこわか国体にとこわか大会に向けて施設整備がされており、新たに設置する施設及び廃止する既存施設の名称及び位置について、関係規定を整備するものであります。

より効果の高いシティプロモーションを行うことを目的に、運動施設の名称を変更するものになります。

改正の内容ですが、4点ございます。

1点目が、霞ヶ浦テニスコートから四日市テニスセンターへの名称変更となります。

霞ヶ浦テニスコートにつきましては、先般もジュニアの国際大会が開催されるなど、全国からも合宿等でもたくさん利用していただいております。たくさんの方にも利用され、全国、あるいは世界に四日市を発信していくことから、支援していくことができる施設となります。

しかしながら、茨城県の霞ヶ浦と混同されやすく、四日市も名称についていないため、どこの施設かわからないのが現状となっております。全国に四日市を発信するシティプロモーションの観点からも、四日市ドーム、先ほどの新体育館と同様に、四日市テニスセンターとし、コンパクトで簡潔な名称にしていきたいと思います。

また、現状、地名や公園名が記されていますその他の運動施設の名称の場合には、この3施設に加えて、より効果の高いシティプロモーションが行えるものではないかということで、新しいテニスコートを使いながら、ほかの三滝のテニスコートとか、そういうのも

付随しながら使っていくということで、そういう施設のマインドが四日市市をPRしてま
いりたいと考えてございます。

施行期日は、平成31年1月1日といたします。

2点目は、四日市市桜運動施設を来年度より他の運動施設と一括管理といたします。桜
運動施設条例を廃止し、四日市市桜テニスコート及び四日市市桜多目的広場を追加するも
のとなります。

施行期日は、平成31年4月1日となります。

3点目が、四日市総合体育館の整備に伴い、平成31年10月に四日市中央体育館を解体
するため、四日市中央体育館、四日市中央トレーニング場を削除いたします。

施行期日につきましては、平成31年9月30日となります。

4点目が、四日市総合体育館弓道場の供用開始を平成32年5月1日とし、新弓道場が
完成後に、現在の四日市霞ヶ浦弓道場を解体いたしますため、あわせて本条例からも削
除をいたしたいと思っております。

施行期日につきましては、平成32年5月1日でございます。

説明については以上でございます。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課、長谷川です。

続きまして、議案第72号霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築工事）について、議案第73
号霞ヶ浦緑地新野球場工事（建築電気設備）の請負契約の締結とあわせて、一括でご説明
させていただきます。

資料のほうは、同じ資料の14ページをごらんください。

こちらは、2021年に行われます三重とこわか国体の軟式野球の会場として使用されます
新野球場を整備するための建築工事及び建築電気設備工事の工事請負契約を締結しようと
するものです。

1の工事概要ですが、資料の16ページのほうに配置図と完成予定図を示させていただい
ておりますが、ことしの7月まで、霞ヶ浦サッカー場として使用されており、現在、解体
工事を行っている場所に両翼100m、センター122mの内野黒土、外野ロングパイル人工芝
のグラウンド、鉄筋コンクリート3階建てで、観客席約1000席を要するメインスタンド棟
とチケット売り場の建設をすることとしております。

そして、メインスタンド棟には、本部室、審判控室、ダッグアウト、器具庫、本部員用、選手用、観客用、多目的利用の便所、そして、別途工事ではございますが、エレベーターを設ける予定をしております。

また、建築電気設備としましては、この建設工事に伴う電灯設備、動力設備、受変電設備、拡声整備、監視カメラ、グラウンドのナイター照明などの建築電気設備一式となっております。

なお、スコアボードについては別途発注とし、本工事の契約締結のご承認をいただきましたら発注手続に入らせていただく予定でございます。

2の工事スケジュールにつきましては、今議会でご承認いただきましたら、速やかに本契約を交わし、年明けに本格着工し、平成32年4月末の完成を予定しております。

契約金額及び契約の相手方としましては、建築工事が請負金額11億2320万円で、株式会社久志本組と建築電気設備が請負金額3億3281万2800円で株式会社三扇となっております。

契約期間は、両契約とも平成32年4月30日で、入札方式は、建築工事には総合評価方式簡易型による一般競争入札、建築電気設備が一般競争入札で行われました。

説明は以上のとおりでございます。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課の村田でございます。

続きまして、議案第90号四日市市運動施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

タブレットのほうは17ページになります。

四日市市運動施設の利用者サービスの向上及び施設の有効活用を図るため、指定管理者制度にするものでございます。

現指定管理期間が平成30年度で終了することに伴いまして、桜運動公園を含め、既存の施設、28施設及び平成30年度に1年間のみ直営で供用開始しました霞ヶ浦のテニスコートと中央緑地のフットボール場を含めた30施設について指定管理者を指定するものとなります。

その30施設につきましては、次の18ページのほうに掲載させていただきます。

次に、指定管理の期間でございますが、平成31年度から平成34年度までの4年間としております。

指定管理期間につきましては、新規の指定管理は3年、継続する施設の指定期間は原則5年ではありますが、平成32年度に新体育館と新野球場の供用開始を予定しております。新体育館の管理運営方法については、特に慎重に検討していく必要があるということで、平成35年度までの3年間の直営を検討しております。また、新野球場は平成32年度から平成34年度までの3年間で、現指定管理者に特定の指定を検討しておるところでございます。

平成35年度にこれらの運動施設の効用を最大限に発揮できる管理運営の検討をしたいため、平成34年度までの4年間で期間を設定してございます。

運動施設の指定管理者の選定につきましては、現運動施設の指定管理者であります四日市市体育協会グループに特定で審査がされました。特定とする理由でございますが、平成33年の三重とこわか国体開催に向け、中央緑地及び霞ヶ浦緑地において、たくさんの施設整備が進んでおります。今後も陸上競技場の改修、あるいは現体育館の解体工事、周辺整備等を予定しておりまして、施設休館による利用者調整も多々必要となっております。

また、今後、国体開催に向け、各競技団体から施設利用、要望も見込まれるほか、国体開催に向けての準備運営について、施設管理者と各競技団体間との連携調整が必要となっております。現指定管理者につきましては、これまで休館の対応、利用者調整を円滑に行ってきた、また各競技団体と連携して国体開催に向けた管理運営が期待できるということで、特定での選定としてまいっております。

指定管理者の公募者は、先ほど申しましたが、四日市市体育協会グループでございます。グループの構成といたしましては、特定非営利活動法人四日市市体育協会、公益社団法人四日市市シルバー人材センター、それと霞ヶ浦のプールを担当いたします株式会社スポーツ・インフォメーション、霞ヶ浦舟艇場を管理いたします特定非営利活動法人霞ヶ浦スポーツクラブでございます。

本年9月27日にプレゼンテーション及び質疑応答形式で特定公募団体のヒアリングが実施されまして、10月17日に選定委員会で総合審査が行われました。

選定の結果でございますが、指定管理者応募者適格審査スキルに基づきまして、選定委員に評価された評価点は65.4点でございます。契約価格は9億7446万円でございます。

19ページのほうには、今回の適格審査報告書を添付させていただいております。

四日市市指定管理者第2選定委員会、20ページをごらんください。

こちらに記載のあります委員により選定が行われました。

選定委員は、大学の准教授とか、スポーツ振興関係の団体の関係者、文化振興の関係者、

1級建築士の方や税理士などが参加され、選定がされました。

審査につきましては、公募における選定審査基準に準拠した25ページに記載がございますが、適格審査基準に基づき審査がございました。特に国体に向け、各競技団体等から、大会開催要望が高まった際の利用、予約の対応、国体に向けた競技力向上とPR活動、また積極的な修繕を含めた日常的な施設の維持管理、稼働率が低い施設への課題認識とその対応についてを主眼に点数配分がなされました。C評価の普通、配点の6割になりますが、それをベースに審査が行われたところでございます。全ての項目でC評価、配点の6割以上の点数を取得し、特に適正な施設管理や経理、安全管理、緊急時への対応などでは、配点の7割程度が反映した評価の状況でございます。

そこで総合的に評価されました結果、一定の評価がされ、65.4点ということで、指定管理者として必要な条件を満たしており、適当と認める結果となっております。

詳細につきましては、8、審査意見のところでもまとめられておるところでございます。説明については以上です。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明は以上で終わります。

ご質疑等ございましたら、挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

まずは、2ページ、44分の9ページの使用料のところでお伺いをしたいと思います。

この使用料は、体育館のオープンの時期に合わせて、表の空白部分に書いてもらっていますけど、税込み10%の金額を乗じてもらっているということです。これ、いつも料金設定のときに、私、疑問を呈しているんですが、であれば、2ページですと一番下の弓道場の遠的のところの料金設定はよくわかるんです。2200円、10%乗っているんだな、3300円、ああそうだね、10%乗っているんだねというのはわかるんですけど、ほかのところは、じゃ、10%税が取られないもとの料金設定って幾らなんですか。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課の村田でございます。

それぞれのアリーナ、弓道場につきまして、料金設定をしますときに、具体的な数字につきましては、11ページをごらんください。

こちらの上段のほうに、10%の税込みの額が書いてございまして、下段のほうに税抜きということで記載させていただいております。

アリーナ等につきましては、例えば入場料を徴しない場合、午前ですと9200円に設定しまして、それに消費税を掛けて1万円となっております。基本的に1万円を超えるような料金につきましては、100円でまとめて使用料を設定させていただいております。それ以下につきましては10円単位でというようなことで、先ほど弓道場のところで遠的場はきれいに百円単位ということだったんですけど、たまたまきれいに100円でおさまっている形です。

○ 加納康樹委員

というと、4ページの税抜きのほうをベースにして10%というふうになってはいますが、もしかして、来年の7月に安倍総理が消費税の増税の再々延期の国民に真意を問うと国会を解散した場合に8%となった場合には、これも8%掛けの数字になるということでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

了解しました。

それでは、あともう一点だけお伺いをしたんですが、この中でいくと議案第67号及び議案第68号において、表記の誤りがあると思っておりますので、その点を正していきたいということで、少し質疑をさせていただきたいと思っております。

何を言いたいのかといいますと、今回、この新しい体育館の名称をさらっと四日市総合体育館という名称で今回上程されているわけですが、私は、この四日市総合体育館なんていうネーミングはあり得ないと思っております。どういうことかといいますと、四日市市総合体育館であるべきだと、こういうことでもあります。行政側の理屈としては、四日市ドーム、四日市テニスセンター、四日市総合体育館でいきたいんだということらしいんですが、

そんなことは四日市だけのちっちゃな島国の理屈でありまして、よそのところは市がついている総合体育館、総合体育館というネーミングの体育館は、ほぼ間違いなく何やら市総合体育館ということになっております。

それでは、お伺いします。

わかりやすいところでいきますと、今は日本ガイシスポーツプラザと呼びますが、旧はレインボーホールと言っていました。これの正式名称は何ですか。

○ **森スポーツ・国体推進部長**

申しわけありません。レインボーホールについてでございますが。

○ **加納康樹委員**

後ろで教えてください。

○ **上田スポーツ課課長補佐**

名古屋市総合体育館でございます。

○ **加納康樹委員**

そうですね。名古屋市総合体育館といいますね。

それでは、この12月1日にオープンした福岡の照葉積水ハウスアリーナ、正式名称は何ですか。12月1日にオープンしたばかりですよ。調べてますよね。

○ **森スポーツ・国体推進部長**

申しわけございません。わかっておりません。

○ **加納康樹委員**

ある程度、私、宣戦布告しておいたんですから、少しは理論武装してきてほしいですね。

正解は、福岡市総合体育館です。

次に行きます。

10年ほど前に開業されていますけれども、豊田にあるスカイホール豊田、正式名称は何ですか。

○ 村田スポーツ課長

豊田市総合体育館です。

○ 加納康樹委員

そうですね。

そうしたら、県内のところも聞きたいと思います。

こちらはネーミングライツを使われているんですけど、HOS名張アリーナ、正式名称は何ですか。

○ 上田スポーツ課課長補佐

名張市総合体育館でございます。

○ 加納康樹委員

そうですね。名張市総合体育館ですね。

それでは、松阪のさんぎんアリーナ、正式名称は何ですか。

○ 村田スポーツ課長

松阪市総合体育館でございます。

○ 加納康樹委員

そうですね。

では、改めてお伺いしますが、四日市総合体育館という名前をつけられようと、こんな設定をされたんですか。

○ 村田スポーツ課長

先ほども申しましたけれども、四日市ドーム、四日市テニスセンター、四日市総合体育館ということで、全国、海外からも活用していただけるような施設ということで、それにつきましては、四日市ということで使用させていただきまして、その他の施設に付随して活用されるものにつきましては、四日市市ということで市をつけるような設計をさせてい

ただいたということです。

○ 加納康樹委員

私は、四日市総合体育館と名前をつけることが、全国どこか、周りから笑われものになりますよということを指摘しているということをご理解いただきたいと思います。

それでは、ちょっと聞き方を変えるんですが、私もさっきから何度か言っていますが、愛称があって、それで正式名称があるよというのが最近のスタンダードになっています。それでいくと、例えば四日市においてまず一つ確認しますが、ガイシスポーツプラザ、照葉積水ハウスアリーナ等々のようなネーミングライツをとる予定というのはいないのでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

ネーミングライツにつきましては、民間企業の名前とか、あるいは一定期間でネーミングライツする会社が変わるということで、なかなか名称が固定しないということで、わかりにくいということで、今のところはネーミングライツする。

○ 加納康樹委員

課長、もうちょっとははっきり大きな声で答弁してもらえません。自信がないところになってくると声がちっちゃくなってくるような気がするのです。

○ 村田スポーツ課長

見送っていきたいと考えておるところでございます。

○ 加納康樹委員

であれば、先ほど言ったところでいくと、スカイホール豊田、さっきのところでは言いませんでしたが、小牧のパークアリーナ小牧というところ、これはネーミングライツではなくて、いわゆる愛称、サブネームなんですけど、こういうふうなものはお考えにはなっているのでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

愛称につきましては、今後の市民の方々のご要望等を確認の上、必要があるということであれば設定をしていくようなことも考えたいと思っています。

○ 加納康樹委員

であるならば、愛称で、例えば四日市アリーナ、四日市サルビアホール、四日市ゆりかもめアリーナ、何でもいいんですけど、それでそっちで整備ができればいい話であって、総合体育館という名前がつくところの体育館はほぼ、一部例外もあるんですが、先ほど言ったように、ほとんどのところが何々市総合体育館といいます。このままもし四日市総合体育館という名前をつけると、私も誇りがありますし、皆さんも四日市に誇りがあるんでしょうが、残念ながら、世間一般の人が見たら、「よっかいち」総合体育館と読まずに、「よっかし」総合体育館と読まれる可能性があります、どうですか。

○ 石川善己委員長

答弁できますか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

繰り返しになりますが、我々、あそこの体育館については、当然市民の皆さんに愛していただくことが前提なんですけど、全国に売って出ていきたいという思いの中で、テニスコートなんかとあわせて、四日市というところで考えております。委員おっしゃられるような、「よっかし」というふうに、そういう懸念があるというところまでは考えが及んでおりません。実際に、市立の総合体育館にしる、市立の公共施設については、当然我々もいろいろ調べておりますけれども、委員のご指摘のように、例えば四日市市総合体育館、市がつくという形が一番多いのは確かです。それ以外に、四日市市立体育館であったり、四日市市民体育館であったり、市がつかない場合というのも少なからずあるところなんです。そういった前提もあるんですが、今回、過去のそういった前提にとらわれずに、ぜひいい名前にしていこうという思いの中で、案ですと、四日市アリーナとか、そういったのも出たんですが、まずは全国の四日市をわかっていただきたいという意味で、四日市はつけていこうというのが1点目にございました。

体育館そのものはアリーナであったり、弓道場であったり、トレーニング室であったり、多様なものがあるものですから、総合という言葉をつけていこう。その足し算で四日市総

合体育館という形になったという経緯、それから、皆さんにわかっていたきたい読みやすい名前で行きたいというところから、できるだけ短くという思いもありながら、総合的に考えて、四日市総合体育館が一番ベストであるというふうに考えて提案させていただいたところでございます。

○ 加納康樹委員

皆さんはベストだと思ったのかもしれませんが、世間一般から見ると笑われものになるんだという指摘を私はしております。

少しまた見方を変えますが、じゃ、例えば市をつけていないですよという、そういう名称のものって、世の中には結構実はあります。体育館の場合は、総合体育館というネーミングだと、ほほ何々市だということはご理解ください。

普通の体育館だったら、今、部長が言ったように、市民体育館とか市立体育館という言い方をしますけど、総合体育館につく場合は、市総合体育館というのが大半です。私が今例示したところも、どういうところなのかというと、インドアスポーツのバレーボールのVリーグが開催される体育館ばかりを申し上げました。そういうところが全部、市総合体育館になっているわけです。

例をいうと、今言ったように、「よっかし体育館」と呼ばれる可能性もあるし、皆さんは勝手に四日市総合体育館と思っているけど、主催者側からいくと、市総合体育館だと思いついてるから、主催者のポスターであったり、チケットに、皆さんは四日市総合体育館と思いついても、向こうが誤植で四日市市総合体育館と記載する可能性が非常に高いと思います、どうですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

そのあたりは、我々もこれから誘致活動をやるなり、使用の部分のところでしっかりと周知をしていきたい、PRをしていきたいというふうに思います。

○ 加納康樹委員

市がないものの違う言い方をしますと、例えば四日市青年会議所、四日市商工会議所という言い方をしますよね。あれは市じゃないですよ、民間さんですよ。四日市総合体育館は、民間さんの体育館ですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

当然、公共施設、市の体育館でございます。ただ、市立ということにこだわらずに、四日市ということのネーミングを売っていくというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

ネーミングというところでは、行政のほうとしても、愛称は考えていかななくはないということで、その愛称募集の際に四日市何がしということで愛称募集していただければいいだけであって、完全に行政の言っていることはおかしいなと思っています。これ以上、行政のほうをいじめるのを止めるんですが、ぜひここで委員長にお願いして、私の今言っていることが委員の皆様にとりだけご理解をいただけているかということで、委員間討議的なものに入ってください、これはどう考えても、私としては四日市総合体育館、市を1個飛ばすというのは明らかにおかしいということをする述べたつもりです。

委員の皆様ぜひここはご理解をいただいて、私としては、この名称はこの場、この委員会において変更すべきだと思うんですが、委員長のほうにお伺いしたいと思います。

○ 石川善己委員長

加納委員から、ご提案の中で、各委員のご意見をというところで、委員間討議をというご提案をいただきました。

各委員の皆さんのお考え等を聞かせていただくというところで私も思いますので、できましたら……。

○ 伊藤修一委員

委員長、休憩をちょっと入れてくれる。

○ 石川善己委員長

まずは、そういった形で討議に入らせていただきたいと思いますと考えますが、少し休憩を挟んだほうがいいのかと思いますので、10分程度休憩をとらせていただいて、再開の後に委員間討議という形で再開をさせていただきたいと思いますので、20分から再開ということで、休憩に入らせていただきますので、お願いします。

11:09 休憩

11:21 再開

○ 石川善己委員長

それでは、ただいまより委員会を再開いたします。

休憩前に、加納委員のほうから委員間討議でぜひこの名称の件について議論をというご提案をいただきまして、それを受けさせていただいて、今から、この部分についての委員間討議に入らせていただきたいと思います。

どなたからでも結構ですので、ご意見、コメント等々ありましたら、挙手にてご発言を願いたいと思います。

○ 森川 慎委員

ちょっとまず確認したいんですけど、四日市市総合体育館という名称に変わるとなると、行政的に何かふぐあい、まずいことが出てくるのかどうかだけまずお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○ 石川善己委員長

本来、委員間討議に入ってしまうと、理事者の発言というのはあれなんです、入る前の前提というところでの質疑ということで、これについて回答をいただきたいと思います。

○ 森スポーツ・国体推進部長

我々としては、四日市総合体育館がベストであるという思いで提案をさせていただいておりますけれども、森川委員がおっしゃられる、市がついたことによって、どういう弊害があるかというところについては、事務的にはないと思っています。

○ 森川 慎委員

一回、名前をつけてしまうと、今後50年とか60年とか、このままになってしまうところがあると思うので、先ほどは行政のほうからは、前例をやめていきたいみたいな、そんな

答弁もありましたが、やはりこれはほかの市町を見ていると、例えばサオリーナなんかでも津市産業センターってあるな、何かそんなんになっていますし、ここはそんなに冒険する必要もなく、ほかに倣って保守的な名前がいいんじゃないかなということを思います。

それと、先ほど愛称というお話も出たので、そういったところで、また四日市というのが必要であれば、そういう形で何か市民に親しまれるような名前をつけていくということも十分可能だと思うので、正式名称としては、加納委員がおっしゃられたように、やはりいろんな体育館なんかを見ている方にとっては、きっと違和感を感じるというところがあると思うんですね。私は、指摘されるまでは余り思いませんでしたけれども、そうやって言われて、いろいろ見ていると、やはりちょっと違うんかなという気もしてきましたので、私は加納委員の意見に賛成をして、四日市市総合体育館とすることでいいんじゃないかと思っています。

○ 石川善己委員長

ご意見の表明をいただきました。

他に。

○ 中村久雄委員

僕も確認をしたいんですけど。

○ 石川善己委員長

理事者にですか。

○ 中村久雄委員

はい。進行をお願い。

○ 石川善己委員長

とりあえず、じゃ、ご質疑ください。

○ 中村久雄委員

加納委員の質疑の中で、ネーミングライツとか、愛称の話がありましたやんか。それを検討するとかいう話で答弁があったと思うんですけど、そこを確認したい。

○ 石川善己委員長

ネーミングライツはあるかということで回答をされたと思います。

○ 中村久雄委員

愛称のことで。

○ 森スポーツ・国体推進部長

まず、ネーミングライツにつきましては、これまで検討してまいりましたけれども、どちらかというデメリットとを感じるほうが多いということで、現状においては、導入は考えておりません。

愛称については、今回、条例を上げさせていただいて、正式名称を決定するとした中で、今後、平成32年5月までのオープンに向けて、市民の方々から、こういった愛称をつけたいんだという思いの高まりがあれば、それはそういうことも公募していくような検討も、高まりを受けて検討することは視野に入れております。

○ 中村久雄委員

ということは、行政側が愛称を皆さんで考えてくださいよと。前の博物館みたいなことはないということで、そういうことを含めて、四日市を打ち出したいんやというような思いで出ているという、この名前で、名称という理解でいいですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

ご指摘のとおりで、愛称募集を前提とはしておりません。この正式名称をもって、外へ売って出ていきたいという思いで提案をさせていただいております。

○ 中村久雄委員

わかりました。じゃ、その上で。

行政側の意見も、四日市というのを打ち出したい。四日市市とつくことで、ちょっと長

くなるというような説明の部分はわかるんですよ。片や四日市市の市のものやという加納委員の意見もよくわかるし、それがあべき姿なのかなというところもあります。

としたときに、四日市をこれからどんどん、四日市という言葉売り出したいなと言ったときに、例えば市立を先に持ってくる。市立四日市総合体育館というのを、四日市という名前を出したいんだといったら、そういうこともありかなということで、たかが名称でもされど名称ですから、これは大事な問題だと思います。熟考したいなというので思いますけど、ここは名称を一旦もうちょっと考え直すという意味で、加納委員の意見に賛同していきたいなというふうに思います。

○ 加藤清助委員

さっき加納さんと理事者のやりとりで、加納さんが幾つか他市の事例を紹介されて、100%ではないんやろうと思うけど、圧倒的多数の市町が市をつけている。四日市なら四日市市総合体育館と。だから、そのほうが根拠的にはあるなと思って、行政側があえて今回、総合体育館のネーミングに、正式名称に市を取っ払う、そこまでいくと、そんな根拠づけはなさそうに思うもんで、結論的には、加納さんが修正というか、そういうことを提起されたのを受けてやればいい話かなというふうに思うし、市が入らないとデメリットが発生するわけでもないということでも行政側の見解も示されたし、愛称については、恐らく議案に出てくる話にはならないと思うもんで、だから、正式名称としては、この場かな。今回の議会は根拠になって制定されていく名称だと思いますので、順当に四日市市総合体育館という形をとればいいのではないかなと、やりとりを聞きながら思いました。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員

さっき理事者のほうも、特にリスクはないという話であったので、加納委員が言われるように、読み間違いのリスクはあると。そう思われるようだったら、リスクを避けるべきやというのが私の考えです。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

○ 伊藤修一委員

四日市市の条例の中には、当然四日市ドームとか、四日市競輪とか、そういう名称は、そのときそのときの時代背景の中で成立して、条例化されているもので、そういうことを考えると、今回は今回の判断ということの中で、あえてそういう部分で、例えば民間と勘違いするような名称、例えば四日市市の単独のものではないということであれば、あさけプラザでも四日市総合何とか会館とかいって、四日市市立じゃなくて、三重郡と合併でつくったものですよと、わざと市をはじいて、そういう行政の判断があつて、わざと市を抜いて、四日市、例えば地域総合会館あさけプラザと、そういう市を抜くという行為をしてきてあつて、そういう部分で考えると、整合性をとっていくと、新しい総合体育館は、三重郡でも何も応援してもらっていないし、民間の建物でも何でもなし。正當に考えたら、やっぱり四日市市だったり、四日市市という部分で入れていくのが、過去の考え方とも、あえて市を抜く必要までは今の段階ではないのではないかかと、そういうふうなことを考えると、提案者のほうで、条例の修正とか、考えがあるのやったら披瀝をしていただいたほうがいいのではないかと思います。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

副委員長、いかがでしょうか。

○ 荻須智之副委員長

私も気にもしていなかったんですが、四日市市総合体育館って言いにくいなというのはあるので、理事者側からの意見ももつともだとは思いますが、ここは正式名称は、四日市市と、市を入れておいて、愛称募集を早くやっていただいたほうが良いように思えてきました。

以上です。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

各委員の皆様方から、この件に関する意見表明がなされたと思います。

全部聞いていただいて、加納委員、総括的にご発言がございましたら、どうぞ。

○ 加納康樹委員

ありがとうございました。

それぞれにご支持をいただきまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。

ですので、私としては、議案第67号、実は68号等にも、四日市総合体育館というところが出てくるので、皆さん、この後にご質疑があるかと思いますが、ご質疑を続けていただいて、最終の採決前に私のほうから、委員長を通じまして、修正案、四日市市総合体育館となったものを提出させていただきますので、その修正のものでこの委員会として可決をいただくということをお願いしたいと思います。

○ 石川善己委員長

委員間討議はここで一旦切らせていただきたいと思います。

全体、各委員の皆さんのご発言を聞いていただいていると、見直しのほうが、委員会の総意的な部分が伝わったのかなという部分は感じておるところでございます。

加納委員からもご発言がありましたように、後ほど修正案のほうを出されるんであろうというふうに思いますので、質疑終了後、それ以外の部分も含めて、この議案の質疑終了後に、また修正案のほうの提示をいただいて、説明をいただいてという流れにさせていただきたいと思います。

○ 加藤清助委員

加納さんののがわかれば、今の67号の名称のことをやっている、あと何本の、今回の条例に名称部分がかかわってきますか。

○ 加納康樹委員

今申し上げましたように、68号のところにもその表記が出てくる場所があります。それと、部局が変わっちゃうんですけど、69号の中にも出てきますので、都市整備部のところで、69号に関するも字句修正のような形になりますが、お願いしたいと思います。3議案に係ると思います。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

別の部局になりますので、都市整備部になります。

ということで、とりあえずこの号については、これで一旦終了させていただきたいと思
います。

引き続きまして、この号の議案のところも含めて、先ほどの議案第67号から68、72、73、
90号の中で、説明に対しての質疑がございましたら、挙手にてご発言を願います。

○ 森川 慎委員

使用料について聞きたいんですけど、資料の44分の10のところなんですけれども、個人
使用料のところ、一番下のところなんですけど、アリーナ個人使用というのは、どうい
うのを想定して220円になっているのか、確認したいんですけども。

○ 村田スポーツ課長

アリーナの個人使用料につきましては、一般開放ということで想定しております。

○ 森川 慎委員

そういう開放の日を使って、そこでバスケットなり、テニスなりとかをしてもらうとい
う、そういうイメージですか。

○ 村田スポーツ課長

そのとおりでございます。

○ 森川 慎委員

ちょっと今の体育館のどんなことかわからんですけど、そういう方が結構見えるんで
すか。

○ 村田スポーツ課長

特に最近、卓球とかバドミントンとか、非常に人気がございますので、使っていただい

ております。

○ 森川 慎委員

わかりました。

あと、アリーナとか、いろいろ使用料を出してもらって、午後が1.5倍で夜間が2倍となっているんですけど、この根拠だけ、もう一度確認をしておきたいと思います。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課、村田でございます。

こちらにつきましては、従来の既存の体育館と同じような設定になってございまして、それに合わせていただいているというふうなことでございます。

○ 森川 慎委員

1.5倍とか2倍の何か、電気の使用料であるとか、そういう根拠ではなくて、これまでのことでそのままということですか。

○ 村田スポーツ課長

あと、午前より午後ということ、稼働率のほうも夜間に向けて高くなっていくということで、そのことを想定して、それぞれ設定しているということでございます。

○ 森川 慎委員

個人的なことですけど、理由はわかりましたので、より上げていくということが考えられるのかなと思いますが、確認をさせていただきましたので、これで結構です。

あともう一点、運動施設の指定についてで、桜の運動施設が、ほかの形式になって、体育協会に指定管理されるということなんですけど、何か一緒になることによって、桜の運動施設の変更点であるとか、こういうところが変わってきますというようなところがあればお聞きをしておきたいですが。

○ 森スポーツ・国体推進部長

ちょっと説明がわかりにくかったので申しわけなかったんですが、管理につきましては、

従来も桜の運動施設も実は体育協会グループですので、管理の仕方の変更はございません。

ただ、条例上、実はもともと部局が政策推進部のほうで所管をしております、それが教育委員会に移ってきたということで、別の条例を持っておったところを、今回の機会に一つの条例に合わせたというところでございます。

○ 森川 慎委員

そうすると、今使っている現状と何か変わるということは、今の段階では想定はされていないということですね。

○ 森スポーツ・国体推進部長

そのとおりでございます。

○ 森川 慎委員

設備の更新とかも同じように計画を立てて、その中に乗ってくるということですね。桜の運動場自体も。一つになったら、そこだけちょっと後回しにされるとか、そういうことはないかということの確認です。

○ 森スポーツ・国体推進部長

特にそういうことはございません。

○ 森川 慎委員

何回も言っていますが、大事な施設だと思っておりますので、また注視して管理していただきたいなという思いですので、よろしくお願いします。

終わります。

○ 石川善己委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 加藤清助委員

指定管理のところは特定で提案してもらって、指定審査会で結果報告がついているので

すけど、4年間の提案価格の9億7446万円というのは、前期の指定の指定管理料や金額的な比較は、決算を持っていないもので、どういう数字的水準なんですか。

いいことをやってもらおうと思うと、お金もかかってきて当然やと思うし、何か下がる要素があれば下げた要素があるやろうし、どう内容を検証したのか。

○ 村田スポーツ課長

今回、提案価格ということで、うちのほうの上限額を9億9435万円に設定させていただきました。その中で、提案価格ということで、体協グループさんからは9億7446万円ということで、2%下げた価格で提案されたという状況がございます。

○ 加藤清助委員

だから、上限と提案者の提案価格はわかるんやけど、実績との関係はどうなっているんですか。

○ 尾関スポーツ課施設係長

スポーツ課施設係長の尾関と申します。よろしく申し上げます。

今回の指定管理につきましては、桜運動施設が入ると、あとは、先ほど申し上げました霞ヶ浦のテニスコートと中央緑地のフットボール場が入ってきた。現状といたしましては、大体年間平均で申し上げれば、2億2000万円ほどと。今回の指定管理料の年間平均で申し上げれば2億4000万円ほどということで、このふえた2000万円程度につきましては、新施設が二つ入るということがございます。

あと、今回、平成34年度に向けて、さまざまな改修等を予定しております。中央緑地の陸上競技場の改修に伴う休館とか、そういった前もってわかっておるような予定されておる休館の部分については、その債務の限度額のほうからは除外しておるという状況でございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

2000万円と言ったよね。

○ 尾関スポーツ課施設係長

大体、およそ2000万円の差額でございます。

○ 加藤清助委員

想定されている施設の改修分を取り除いて、新たに加わる二つの施設の指定管理料分という見積もりで、平年に比べれば年度当たり2000万円をふえるバランスでしているという説明やった。

○ 尾関スポーツ課施設係長

先ほど申し上げた、今もちょっとごめんなさい。正式な金額の持ち合わせはないんですけども、大体およそそのぐらいの金額ということで把握をしております。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

○ 加藤清助委員

はい。

○ 石川善己委員長

他に質疑ございますか。

○ 中村久雄委員

まずは、同じ指定管理のところ、指定の期間を4年間にしておるんですけど、前も4年間だった。例えば最初3年で、あと2回目以降は5年とかが一般的かなと認識しておったんですけど、4年という理由は。

○ 石川善己委員長

説明であったと思うんですけど。

○ 村田スポーツ課長

今回、運動施設に関する指定管理につきましては、4回目になります。1年目は3年間の公募期間ということで設定されました。2回目、3回目につきましては、5年間ということできておりました、今回につきましては4年ということで、それは三重とこわか大会等に向けた施設整備が現在進んでおるということで、その利用者調整とか、利用者間の調整ですね。予約の受け付けとかがたけているということで、そういう理由で。

○ 石川善己委員長

もうちょっと大きな声で言って。

○ 加藤清助委員

ぼそぼそそって。

○ 村田スポーツ課長

その理由でご提案をさせていただいて、しかもほかの運動施設が平成35年度に全てそろふようにということで、4年間という形にさせていただいています。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

○ 中村久雄委員

はい。

○ 石川善己委員長

他にございますか。

質疑は以上とさせていただいてよろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

それでは、質疑はこの程度とさせていただきます。

討論に入る前に、加納委員から、先ほど修正案の申し出をいただいております。

修正案の配付をさせていただきますので、配付をさせていただいた後に、加納委員から説明を受けたいと思いますので、お願いいたします。

(資料配付)

○ 石川善己委員長

諮るのは1つやけど、参考として、都市整備部に係る部分についての書類を配らせていただいております。

書面のほうは今配っていただいておりますが、説明は、都市整備部の切りのいいところでもう一回していただくようなことになると思います。

加納委員、説明をお願いします。

○ 加納康樹委員

今、お手元に配付させていただきましたように、議案第67号、そして、議案第68号において、皆さんにご理解、ご同意いただいた部分の文言を修正したものがお手元に配付をされております。

67号のほうにおきましては、まず、議案のタイトルにおいても、「四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例」と変える必要があります。

そして、第1条のところに出てくる文言のところ、「四日市市総合体育館」とさせていただきますこと。

そして、68号のほうにも、鍵括弧のところで、「四日市総合体育館」という名前が出ておりますので、これを「四日市市総合体育館」と変えさせていただいた上で、この委員会において修正可決をいただきたいと思いますと思っております。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました修正案につきまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

諮り方だけ、事務局のほうで用意をしてもらいますので、この委員会で。

質疑、おおむね皆さん、賛同を、先ほどの議員間討議でされていたかとは思いますが、文言等でもし確認したい点があればという程度の質疑かなと思っておるんですが、よろしいですか。

○ 森川 慎委員

もうこれ、大丈夫なんですね、直さなあかんというのは。後でどこで抜けているとか、大丈夫ですね。これだけで大丈夫ですね。

○ 加納康樹委員

全部精査しております。

○ 森川 慎委員

その確認だけ。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

今、採決方法を配っておるので。

ということで、それでは、修正案についての討論に入らせていただきます。

討論、もしございましたら、多分ないと思うんですが、挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

委員会の賛成討論もあるの。

○ 石川善己委員長

賛成討論ですね。

○ 森川 慎委員

修正動議に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

四日市市総合体育館にすることによって、特にふぐあいが出ないこと、名称自体、一旦正式な名称にしてしまうと、やはり何十年とその名が続いてしまうということを懸念する

と、やはりほかの市町に倣って、市民の方が違和感を抱かないような名称とすることが私はふさわしいと思いますので、加納委員の修正案に対して賛成したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

意見表明をいただきました。

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

済みません、ちょっとイレギュラーに対応できていないので、申しわけございません。

それでは、特段、討論もないようですので、これより議案第67号及び第68号の修正案につきまして、1議案ずつ採決をさせていただきます。

討論もありませんでしたので、簡易採決にて諮らせていただきます。

まず、加納委員から提出をされました議案第67号四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定に係る修正案の修正部分について採決を諮らせていただきます。

この部分について、簡易採決させていただきます。

ついでには、修正案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、67号の修正部分につきましては可決されました。

[以上の経過により、議案第67号 四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定に係る修正案の修正部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

同じく加納委員から提出をされました議案第68号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る修正案の修正部分について、簡易採決にて諮らせていただきたいと思えます。

この修正部分につきましては、修正案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本修正案は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第68号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る修正案の修正部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

それでは、それ以外の部分につきまして、討論等ございましたら、ご発言を願いたいと思えますが。

討論なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

それでは、討論なしと認め、簡易採決で諮らせていただきます。

議案第67号四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第68号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、この2件についての修正部分を除く、そして、議案第72号工事請負契約の締結について一霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築工事）一、議案第73号工事請負契約の締結について一霞ヶ浦緑地新野球場

整備工事（建築電気設備）一、議案第90号四日市市運動施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第67号 四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第68号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、この2件についての修正部分を除く、議案第72号 工事請負契約の締結について（霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築工事））、議案第73号 工事請負契約の締結について（霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築電気設備））、議案第90号 四日市市運動施設の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

以上をもちまして、一般議案の審査を終了とさせていただきます。

11：53 休憩

13：28 再開

○ 石川善己委員長

それでは、ただいまから委員会のほうを再開させていただきます。

審査順序に従いまして、上下水道局という形になります。

まずは、事業管理者よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 山本上下水道事業管理者

上下水道局でございます。連日、お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

今回は、補正予算と条例の一部改正、そして、協議会として、水洗化に向けての取り組みについてご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、ちょっとご報告なんですけど、マンホールカードの第2弾が、この12月14日から、四十三茶屋のほうで配布をさせていただく格好にしております。全部で478、第9弾としてまいりまして、きょう、届きました。国際交流を兼ねた姉妹都市提携のカードのほうで配布できる環境が整いましたので、14日から配布させていただきますので、また近鉄四日市駅高架下の四十三茶屋に出向いていただければというきついセールスをして、始めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

議案第52号 平成30年度四日市市水道事業会計第2回補正予算

議案第54号 平成30年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算

○ 石川善己委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会としまして、議案第52号平成30年度四日市市水道事業会計第2回補正予算、議案第54号平成30年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算についての審査を行ってまいります。

まず、2議案に関して、一括して説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

タブレットにつきましては、06予算常任委員会、16平成30年11月定例会議、01補正予算資料（部局別）、06上下水道局をお願いいたします。よろしいでしょうか。

じゃ、めくっていただきまして、7分の2ページをお願いいたします。

まず、議案第52号の平成30年度四日市市水道事業会計第2回補正予算資料でございますが、水道事業につきましては、予算といたしまして、債務負担行為の追加が4件、変更が1件ということでお願いをしております。

いずれの債務負担行為につきましても、平成31年4月から業務を行うために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、1番、追加の1)でございますが、水源施設管理事業費といたしまして、除マンガン施設排水水質分析業務委託ということで、朝明の水源地の除マンガン施設につきましては、水質汚濁防止法の関係がございまして、その規定に基づきまして、水質の分析を行うものでございます。期間については1カ年、平成31年度まで、限度額は148万3000円でございます。

続きまして、(2)、庁舎の管理事業費といたしまして、内訳といたしましては、事業所の環境測定等業務委託、庁舎の空調設備保守点検業務委託、水質管理棟及び電算室の空調設備保守点検業務委託の3本がでございます。

1番の最初に申し上げました事業所の環境測定につきましては、空気の環境測定等を行う業務でございます。庁舎の空調設備と水質管理棟の空調の保守につきましては、それぞれの施設の空調設備に関する保守点検業務でございます。期間は、平成30年度から平成31年度の1カ年で、限度額は419万7000円でございます。

めくっていただきまして、7分の3ページでございます。

3)職員健康管理費でございますが、産業医の業務委託及び職員定期健康診断に関する業務を委託するものでございます。期間につきましては、平成30から平成31年度まで、金額は119万9000円でございます。

続きまして、4)交通整理業務費でございますが、これにつきましては、我々が直営で水道の配水管等の工事を行う際、交通整理員をつけて工事のほうをさせていただいておりますので、その業務について委託をするものでございます。期間につきましては、平成30年度から平成33年度まで、限度額につきましては3424万6000円でございます。

続きまして、変更でございますが、事務用機器等運用経費でございますが、これにつきましては、コピー機のリース切れとなりますもので、その分を補正させていただくものでございます。限度額につきましては511万8000円でございます。内訳は、備考のとおりでございます。

続きまして、4ページでございます。

議案第54号平成30年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算でございます。

まずは、補正予算の関係でございますが、第2条のほうで、社会資本整備総合交付金と、いわゆる国の交付金のほうが内示割れをいたしまして、その関係に基づきまして、国庫補

助金、あと企業債、建設改良費のそれぞれを減額するものでございます。

収入につきましては、企業債と国庫補助金を合わせまして7億515万円、支出であります建設改良費につきましては7億4170万円の減額をするものでございます。

めくっていただきまして、5ページのほうでその内訳を記載させていただいております。

目2のほうで、ポンプ場築造費ということで、雨水ポンプ場の関連工事と汚水合流ポンプ場の関連工事、それぞれを減額させていただいております。雨水ポンプ場につきましては1億1380万円、汚水合流ポンプ場の関係につきましては2億8010万円の減額でございます。減額をいたしますが、入札差金の活用でありますとか、債務負担行為の年度間調整を行うことによりまして、計画後に事業進捗が見込めるものというふうに考えております。

目3処理場の築造費でございますが、日永の浄化センターの関連の工事でございます。これにつきましては3億4780万円の減額となっておりますが、これにつきましても、入札差金の活用と債務負担行為の年度間調整で事業進捗が図られるものというふうに考えております。

めくっていただきまして、7分の6ページでございますが、債務負担行為でございます。追加については3件、変更につきましては1件をお願いしておるものでございます。これらの債務負担行為につきましても、平成31年4月から必要となる業務についての債務負担行為の設定でございます。

まず、1)でございますが、管渠施設等管理事業費ということで、地下ポンプ場設備等の保守点検業務を委託するものでございます。期間につきましては、平成30年から平成31年度まで、限度額は472万5000円でございます。

2) 処理場施設等管理事業費でございますが、これにつきましては、日永浄化センター等で水質分析の業務を委託するものでございます。期間につきましては、平成30年度から平成31年度、限度額は1955万4000円でございます。

3) 職員健康管理費でございますが、これは先ほどの水道のほうでもございましたが、産業医と職員の定期健康診断の業務を委託するものでございます。期間は、平成30年度から平成31年度、限度額につきましては98万7000円でございます。

めくっていただきまして、7分の7ページ、変更のところでございますが、事務用機器等運用経費でございます。これも先ほどの水道と同じでございますが、リース期間が満了するコピー機につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。限度額につきましては279万1000円でございます。期間等は、備考欄のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりとなります。

ご質疑等ありましたら、挙手にてご発言を願いたいと思います。

○ 伊藤修一委員

7分の2の庁舎管理事業費、債務負担行為でいろんな施設設備を4月から回していかなあかんので、当然、債務負担行為を組みたいということで、別段何も特にあれなんです、少し聞いておきたいんやけれども、庁舎の管理で、最近、去年なんかも災害とか、いろんな部分でライフラインが、非常電源とか水とか、いろんなものがあつたんやけれども、そういうものの管理運営なんかの設備は、ここに入っておるのやろうか。

○ 伊藤経営企画課長

恐らく自家発とか、そういった関係のことをお尋ねということによろしいですか。

これにつきましては、そういった経費をこの債務負担行為で設定しておるわけではございません。ただ、自家発については、別のほうの委託費の中で、もう既に過去に設定しておるものの中におりますもんで、今回のこれの中にはいないということでございまして、ただ、自家発がちゃんと動くようにというようなことは適切に業務委託はさせていただいておる状況でございます。

○ 伊藤修一委員

ちょっと説明がよくわからない。

庁舎の管理事業費も全部、冷暖房と空調の保守業務等だけでええのかどうかということで、結局、庁舎の管理やでね。業務事業の管理ということで、メンテナンスとか、そういう部分は、じゃ、債務負担行為を組んでなくてもいいということなのか。どこでそういうあれを見ておるんやというところ。

○ 伊藤経営企画課長

別のタイミングで債務負担行為を設定しておりまして、このタイミングで設定しておるものではないということをございまして、既に契約している庁舎の施設の、これはあくまでも空調設備だけの、機械だけの保守点検をございまして、全体的な庁舎管理につきましては、別の案件で委託業務をしておりまして、それにつきましては、別途、債務負担行為を設定しておるといふものでございまして。

○ 伊藤修一委員

その別途のあれは、いつ設定して、いつからあるの。

○ 村上上下水道局総務課長

総務課長の村上でございます。

今回、債務負担行為で上げさせていただきましたのは、4月1日時点から業務開始のものであって、今年度内に入札を行うべき案件でございます。

自家発電につきましては、電気保安設備業務委託の中でさせていただいておりますが、それは主に月に1回、年に何回かの点検業務でございますので、4月1日から業務を開始するということではなく、別の入札のスケジュールで進めてまいります。

○ 伊藤修一委員

何かわかったようなわからんような話やけれども、4月1日には、災害とか、そんなのは起こらないから、別にまたいでもええという、そういう感じかな。債務負担行為という名前やったら、前年度にいろんな契約をしたり、前年度にこういう予算を上げる用事があるから、そういう債務負担行為を組むということに理解しておったんやけれども。

○ 村上上下水道局総務課長

債務負担行為は、お話のとおりですね、4月1日から業務開始のものについて、前年度に、これはゼロ債務と呼んでおりますが、今年度はゼロ円で入札契約を行って、4月1日から業務がスタートできるようにするということでございます。

自家発電設備については、月に1回とか年に2回、点検で稼働して、その状態を見るということにございますので、4月1日時点には、通常のように保守点検がなされているということに、地震等々が起きれば、自家発電は稼働するという状況でございます。

○ 伊藤修一委員

そうすると、債務負担行為じゃなく、当初予算で上げるという意味なの。

○ 村上上下水道局総務課長

そのとおり、当初予算で上げさせていただくものでございます。

○ 伊藤修一委員

さっき、債務負担行為を組んでおると言ったが、答弁、違うやないか。

○ 伊藤経営企画課長

申しわけございません。私が勘違いをしております、大変申しわけございません。庁舎の全体管理費の中に自家発関係も入っていると、ちょっと私のほうが勘違いしており、大変申しわけございませんでした。

○ 伊藤修一委員

こんなのに時間とってもしようがないので、しっかり勉強してもらうて、またちゃんとしかるべき答弁をしてください。

ついでに言っておくと、いよいよリスク管理とか、いろんな災害の管理とか、今議会でもいろんな非常用電源の配置をこれからどんどん、センターとか、いろんな部分でもやっていくし、それから、水の直圧方式、どんどん導入していくというときに、やっぱり水道局自体も何らかの旧態の考え方と、いろいろ考え方も変えていかないかん時期が来ておるかもわからへんので、そういうことも含めて、来年度の当初予算に向けて、いろんな考え方があったら、また次に検討して行ってください。

以上です。

○ 石川善己委員長

ご意見ということで、お願いします。

他にご質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 石川善己委員長

では、質疑もないようですので、これより討論に移らせていただきたいと思います。
討論ございましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

○ 石川善己委員長

なしのお声をいただきました。

討論もないようですので、これより採決に入らせていただきたいと思います。

なお、特段ご異議、反対表明もないようですので、簡易採決にて行わせていただきたいと思います。

議案第52号平成30年度四日市市水道事業会計第2回補正予算、議案第54号平成30年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

なお、全体会に送るべき事項について諮らせていただきたいと思います。ご提案ございますでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

全体会送りもなしというところにさせていただきたいと思います。

[以上の経過により、議案第52号 平成30年度四日市市水道事業会計第2回補正予算、議案第54号 平成30年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

以上で、補正予算についての審査は終了となります。

議案第71号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める
条例の一部改正について

○ 石川善己委員長

続いて、ここから都市・環境常任委員会としまして、付託の一般議案、議案第71号四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてを議案とさせていただきます。

まずは、資料の説明をお願いします。

○ 村上上下水道局総務課長

総務課長の村上でございます。

資料につきましては、議案書を基本にさせていただきます。タブレットのほうが、01本会議、12平成30年11月定例会、03議案書のファイルをお願いいたします。

ファイル名のページにつきましては、議案書の85ページをお願いいたします。

それでは、議案書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

まず、この条例についてご説明をさせていただきます。

この条例は、水道法に規定されております水道技術管理者、水道布設工事監督者について、平成24年度までは水道法施行令等に技術者の資格が規定されているだけでございましたが、地方分権改革の第2次一括法により、地方公共団体の技術者は条例で規定することとなったものでございます。その資格の規定につきましては、例えば短期大学で土木科を履修した技術者は、実務経験5年以上及び大学や高等等での履修科目に応じて、実務経験年数をもって資格基準を定める内容となっております。

次に、条例の改正内容につきましては、学校教育法の改正により、専門職大学等が創設

されたことに伴い、その専門職大学の前期課程の修了は短期大学の卒業と同等であることから、条例においても短期大学の部分に専門職大学、短期大学前期課程を追加するものでございます。

具体的な改正箇所につきましては、議案書の85ページ、新旧対照表をごらんください。

各条文とも、短期大学という規定の後ろに括弧書きで専門職大学前期課程という文言を挿入し、また、短期大学の卒業ということに対しまして、専門職大学前期課程につきましては、修了という読みかえの規定を挿入するものでございます。

なお、施行期日は、学校教育法の施行期日と合わせまして、平成31年4月1日からとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのおりとなります。

ご質疑等ございましたら、挙手にてご発言を願いたいと思います。

よろしいですか。

(なし)

○ 石川善己委員長

では、ご質疑等もないようですので、討論に移らせていただきたいと思います。

討論ございましたら、挙手にてご発言を願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認めます。

討論もないようですので、これより簡易採決にて行わせていただきたいと思います。

議案第71号四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第71号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

以上で、付託議案についての審査は終了となります。

全体会送りはなしということによろしいですね。

(なし)

○ 石川善己委員長

それでは、ここから協議会のほうに切りかえさせていただいて、進めさせていただきたいと思います。

13 : 48 休憩

14 : 20 再開

○ 石川善己委員長

それでは、再開をさせていただきます。

審査順序に基づいて、ただいまから環境部の審査に入らせていただきます。

まず、環境部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 田中環境部長

環境部でございます。

本日でございますけれども、歳出予算の補正といたしまして、ごみ集積場に関する材料支給の関係の補正1件、それから、債務負担行為に関しましては、4月当初から事業を行う業務につきまして、年度内に入札手続等を行う必要があると。そういったものに関しまして、16本、部でございますけれども、それに関する債務負担行為の補正でございます。

それから、付託議案といたしましては、先ほど下水道のほうでも説明があったかと思えます。その廃棄物処理版でございますが、技術管理者の資格を定める条例の一部改正、それから、北部墓地公園の指定管理者、こちらのほうが決まりまして、そちらの指定につきましてご議決賜りたいと思っております。

それから、協議会に関しましては、6月に合理化に関しましてご説明申し上げましたように、その中間報告ということでございまして、その条例につきましてご説明いたします。

それから、報告事項といたしまして、朝明広域衛生組合規約に関する協議の部分につきましてご報告させていただきたいと思えます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費（関係部分）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 石川善己委員長

お願いします。

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会につきまして、議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費中関係部分、第2項清掃費中関係部分、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして、資料の説明をお願いしたいと思います。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

まず、資料のほうのタブレット上のご確認をお願いいたします。

資料のほうですが、06予算常任委員会、16平成30年11月定例会月議会、01補正予算資料（部局別）、04環境部、予算常任委員会の資料のほうで順次説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、タブレット、12分の3でございます。

ごみ処理施設管理運営費ということでございます。こちらにつきましては、各自治体等で設置されておりますごみ集積場につきましての助成というような形で材料支給を行っております。クリーンセンターが稼働する前に、可燃物等の取り扱いにより、その辺の材料支給がふえるというふうに飛んでおりまして、当初、当年度ぐらいはある程度落ちついてくるかなという状況でございましたが、平成30年度におきましても、この一番下の表に書かせていただいておりますような状況、平成29年度前期、85件、平成30年度前期、93件というような状況で、まだちょっとふえておるような状態でございます。内容的には、従来から場所をとったような物置タイプの集積場につきましてはごみ量がふえるということで、かなりの、年度初めに平成28年に向けて整備されておったんですが、随時整備されていく中で、道路上にある電信棒のところ、よく黄色のネットをごらんになっておるかと思えますけれども、そちらのほうにつきましても、カラス対策等で、ちょっとしたボックスタイプ等のほうに変えるような方向の傾向が最近特に見られてございます。平成30年度、93件ございまして、約45件がネットのほうからボックスタイプに変えるというような形で減ってまいります。このままのペースでいきますと、当初の見込み額よりも若干足りないという形で、補正のほうを組ませていただいております。補正予算額は300万円ということでございます。

引き続きまして、12分の4でございます。

路上喫煙等による啓発事業等の委託業務でございます。これにつきましては、四日市市内の一部におきまして、路上喫煙禁止区域を設けております。こちらについての路上喫煙等が若干減っておらないということでございますので、これについての監視、指導等につきましても業務委託というのを4月1日から行うという形で債務負担行為というのを組ませていただいております。

12分の5になります。

使用済みの小型家電等の中間処理業務委託、ちょっと飛んで申しわけありません。12分

の6につきましても同じように、金属、飲料缶等の中間処理業務委託ということでございます。これにつきましては、小型家電及び金属等につきましては、従来、有価というような形で買い取り等があったわけなんですけれども、近年、リサイクル後の金属についての輸入制限というのが出てまいりました。それによって、今まで有価で私どものほうから買い取っていただいております状況が非常に厳しくなり、有価じゃなくても引き取ること自体がお金が要るような状態ということですので、廃棄物という扱いになりました。これにつきましては、廃棄物の処理という形になりますので、廃棄物の処理の業務委託というような形で、小型家電及び12分の6にございます金属、飲料缶等につきましてはの中間処理業務委託が発生するという形で、これを来年度の4月から組んでおります。

引き続きまして、12分の7、南部埋立処分場の管理業務委託でございます。南部埋立処分場につきましては、平成28年度のクリーンセンターの稼働に伴い、搬入量自体は大幅に減少になったことにより、3年のサイクルで、これにつきましては、民間への業務委託を既に済ませております。これにつきましては、3年の切りという形ですので、新たに平成31年度よりも再度3年という形で業務委託を考えております。こちらにつきましては、従来、今年度を含めて前3年度につきましてはプラスというような形でございますけれども、ここに内容を書かせていただいております追加業務という形で、除草作業とか、それ以外の草とごみの収集、これにつきましては、新たに業務委託という形をとっております。従来からの除草作業等につきましては、別途、除草作業のみという形で業務委託をしておったんですけれども、これを一括にまとめて、今回の管理運營業務委託という形に組みさせていただきます。

続きまして、12分の9の施設保守管理委託業務に対する経費という形で、順次説明をさせていただきます。

○ 市川環境保全課長

じゃ、私から、債務負担行為について、施設保守管理委託等に要する経費についてでございます。

環境部では、4事業上げさせていただいております。いずれの事業につきましても、委託期間は、平成31年度までということでございます。

まず、1点目が、大気汚染常時監視機器等保守点検業務委託でございます。この事業は、大気汚染防止法に基づきまして、市内に11カ所の測定局を設置してございまして、その大気

汚染の状況を継続的に監視してございます。その常時監視測定機器を正常に作動させるために保守点検等を委託いたします。予算限度額は2522万6000円でございます。

私からは以上です。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

引き続きまして、市営霊園除草及び清掃業務委託でございます。

業務内容といたしましては、富洲原霊園、塩浜霊園の除草及び清掃及び富洲原霊園、富田霊園、塩浜霊園にある公衆便所の清掃、維持管理を委託しております。これにつきましては、債務負担の限度額につきましては197万6000円でございます。これにつきましても平成31年度までという考え方でございます。

続きまして、北部埋立処分場汚水処理施設管理業務委託でございます。北部埋立処分場から発生する汚水の処理をするための設置された汚水処理施設のほうの運転管理、保守点検及び水質管理業務でございます。これにつきましても、平成31年度までという形で、限度額は740万4000円でございます。

続きまして、南部埋立処分場のカラストラップ保守管理業務委託でございます。南部埋立処分場につきましては、先ほど説明させていただきましたように、クリーンセンター稼働におきまして、搬入量が大幅に減ったんではありますけれども、まだまだ周辺につきましては、カラス等が飛んでおるような状態で、カラスのその辺の捕獲という形で、捕獲を4台ほど、随時しております。これにつきましても、期間は平成31年度までということで、債務負担の限度額につきましては218万円でございます。

続きまして、12分の10でございます。

○ 市川環境保全課長

続きまして、業務事務処理委託等に要する経費でございます。環境部といたしまして、8事業、上げさせていただいております。いずれの事業につきましても、法に基づいての調査測定業務や施設を管理していく上で必要とする業務、そして、苦情対応などによります分析や測定業務でございます。

まず特定粉塵アスベスト測定業務委託でございます。

アスベストは、建築材料としても多く用いられております。その使用が禁止される以前

に建設された建物等の解体に伴いまして、アスベストが飛散するおそれが懸念をされております。アスベストの飛散対策につきましては、大気汚染防止法で規制されておりまして、アスベストが使用されている建物の解体や除去などを行う際には、対応基準の遵守が義務づけられておるといふことでございます。

当課では、法に基づいての立入調査を行い、飛散防止の措置を確認するとともに、除去作業時に周辺環境への影響について、大気中のアスベストの濃度測定をしております。その際に特定委託する経費で、債務負担行為限度額は80万4000円でございます。

続きまして、微小粒子状物質、いわゆるPM_{2.5}の成分分析調査業務委託でございます。微小粒子状物質につきましては、平成21年に新たに環境基準として追加された項目であり、大気汚染防止法に基づいて調査を行っておるといふところです。PM_{2.5}の大気中に含まれておるイオン成分とか金属成分などの解明、それを踏まえたより効果的な対策や規制の検討を行うために成分を調査、分析委託する経費で、債務負担行為額は539万円でございます。

続きまして、悪臭管理測定業務委託でございます。悪臭防止法に基づきまして、現在、市内の都市計画区域全域を規制区域にしており、工場などの事業所における事業活動に伴い発生する悪臭について規制を行っております。定期的な悪臭パトロールのほか、事業活動に伴います市民からの苦情があった際には、規制の遵守基準を確認するために分析する経費でございます。債務負担行為限度額は100万6000円でございます。

水質汚濁監視測定業務委託でございます。市内を流れる中小河川の水質汚濁状況、そして、産業廃棄物処分場からの浸出水の影響を継続的に監視しております。また、工場、事業所への定期的な立入調査や工場の事故発生時には、工場排水を採水し、水質汚濁防止法に基づいた排水基準の適合状況を確認してございます。さらに、産業廃棄物事案につきましては、周辺環境への影響を確認するために有害物資などの水質調査を委託いたします。債務負担限度額は337万5000円でございます。

私からは以上です。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

12分の11でございます。

喫煙所清掃等管理委託、こちらにつきましては、路上喫煙禁止に伴う条例に基づきまし

て整備しました喫煙所4カ所ございます。こちらのほうの清掃等管理業務委託をしております。これにつきましては、限度額につきましては168万8000円でございます。

続きまして、クリーンセンター運営モニタリング業務委託、クリーンセンターにつきましては、SPCという形で、包括で業務委託事業をしております。その中で技術的な問題とか、財政上の問題、法律上の問題ということで、非常に淘汰しておる部分がございますので、これを総合的に運営がうまくいっているかどうかということについてのモニタリングを業務委託しております。これにつきましては、限度額427万9000円でございます。

続きまして、北部埋立汚水処理施設水質調査業務委託でございます。これにつきましては、北部埋立処分場の汚水処理施設から放出されるというか、排出される水質につきましてはの調査という形で、放流水及び周辺の地下水2カ所につきましては、水質の調査を年12回、浸出水につきましては2カ所、年4回を実施しております。債務負担の限度額につきましては165万円でございます。これにつきましても平成31年度までという形でございます。

南部埋立処分場地下水等水質調査及び悪臭物質調査業務委託でございます。これにつきましては、南部埋立処分場につきましては、こちらのほうも同じような汚水処理場から浸出されます周辺河川への水質調査及び地下水、それプラス周辺の悪臭物質についての調査につきましては年4回実施しております。これにつきましてはの債務負担の限度額につきましては258万5000円でございます。

以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑等ございましたら、挙手にてご発言を願います。

○ 森川 慎委員

4ページ、路上喫煙禁止等にかかる啓発等業務委託について伺います。

まず、去年から増額というのはされているんですか、教えてください。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

去年からの増額はされております。

○ 森川 慎委員

今してもらっている債務負担との差額がどれくらいあるのか、わかりますか。

○ 山本生活環境課長

まず、提案する業務委託につきましては、今年度、今期からでございます。平成31年度との差異というものでございます。ちょっと今計算しますが。

○ 石川善己委員長

年度途中やから、差異は出ない。

○ 田中環境部長

こちらの路上喫煙禁止の啓発業務委託費でございますが、これは今年度の当初予算でお認めいただきまして、差異は出ない形で、ちょっと下の参考欄に書いてございますけれども、平成30年度の予定としては17回分の予算をとらせていただいて、10月から後半に集中的に施行しているというものでございます。

先ほど森川委員のほうからは、増額という形をしております。今年度は17回見込んでおりますけれども、次年度は24回、いわゆる月2回やるということで、その部分で金額も増額という形で要求しているところでございます。

○ 森川 慎委員

月単位というか、回数単位に直すと、特にこの金額自体は変わっていないということでよろしいですかね。78万円。

○ 前川生活環境課課長補佐

生活環境課、前川でございます。

平成30年度、今年度の途中からの契約ということで、期間も短かったものですから、これを上げさせていただいた正確な金額は持ち合わせてございませんので申しわけないんで

すが、増額はさせていただいております。その上で回数をふやして、もう少し細かくとい
いますか、できるようにということで組ませていただいております。

○ 森川 慎委員

金額というのは、基本的に100%人件費ということでしょうか。

○ 前川生活環境課課長補佐

パトロールをしていただくことが前提、パトロールといいますか、喫煙場所へ誘導をし
ていただくということをやっていただくことでお願いしていますのと、言ったら人件費が
ほとんどということは間違いのないと思いますが、夜間もやっていただく時間帯があります
ので、そういったところで少し単価が若干上がっておるとい部分もあるところござい
ます。

○ 森川 慎委員

例えば金、土とか、翌日の例えば火曜日の朝とか月曜日の朝になってくると、路上喫煙
されているところでたくさん吸い殻が路上に置いてあるという指摘を会派の議員さんから
いただいて、見てきてほしいということだったんですけど、それを見て、月2回で果たし
て十分なのかなというところが思うところなんですけど、お考えがあれば伺いたいと思
います。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

先ほど委員言われましたように、今回の一般質問等でもその辺のお話をいただいたとこ
ろでございます。これにつきましても、私ども、現状のほうをきのうの夜とかけさとか、
その辺を十分確認させていただきまして、場所的なお話だけをさせていただきますと、各
お店において、お店自体が自分の店舗の前を掃除しているお店とか、全くその辺をされな
いお店とか、余りこれを言うと場所的に限られてくるんですけど、コンビニエンスストア
の前というのは、非常に状況が悪いところとか、きれいに掃除されておるところというの
は何カ所か、お店の方が努力されておるとい場所がございます。ある意味、極端にここ
だなというスポット的なものが見えております。それにつきましては、当然その辺

の商店街さんのお話も、ある程度協力も得て、清掃等という意味では力を入れる必要があるかなとは思っておるんですけれども、具体的に全く路上喫煙禁止区域の中、本来ですと、たばこの吸い殻等が落ちていない、ゼロというような状況が一番望ましいかと思うんですが、なかなかその辺の根絶というのは難しいかなと思っておるんですけれども、何らかのご協力等もいただいて、まずは、言い方は悪いですが、広いところについては何らかの方針で清掃等をして、どうしても人間心理等、汚いところだと追加で捨てたり、軽い気持ちで捨てられる部分があるかと思いますので、予算を上げて何とかそういうような形で努力していきたいなというふうには思っております。

○ 森川 慎委員

条例で禁止して、そういう吸い殻が出ているという形で、清掃が商店街の人にとりか、どこそこのお店の協力というお話だったんですけど、市として、何か根本的に減らせるような、例えばもっと額自体もふやして、見回りの回数をふやすとか、そういうことも考えられるんですよね。余りそこまで考えてみえないんですか。何かもっと主体的に市が進めるべきじゃないかと思うんですけど。

○ 田中環境部長

こちらの路上喫煙禁止ということで、実際、私のほうがこの条例をつくったときと、現在の事業というのが、場所等も当初のそのときとは少し変わってきているような気がいたします。こちらの条例をつくらせていただいたときというのは、どちらかという、人がたむろして歩きたばこを吸いながら、その副流煙が近所で歩く方、お子さんに当たったりとか、煙たいとか、そういったいわゆる歩きたばこの的な、それからたむろって吸うとか、そういったところで、そこにもたばこが集中していたというような状況のもとでこれをスタートしたという経過がありますけれども、今現在、実際見てきますと、たばこ自体がばらばらと通りに、どこどこに、例えばよくある椅子のところにはばあっと置いてあつたりとかという光景は見当たらない。どうも歩きたばこでばらばら。それから、たばこのふえ方をちょっと見てみますと、我々がパトロールしている時間帯のもう少し後、恐らく人がいなくなった深夜ぐらいにふえているような、そういった状況がかいま見えるということ。それから、少し懸念して、例えばたばこと親和性の強いよく言われるパチンコ屋さん、ああいった周辺には、確認してきて、本当にきれいに清掃されていたり、余り落ちて

いない。先ほど課長が申しあげましたように、実感として危ないなと思ったのは、買い食いしやすいコンビニエンスの周辺、その近辺がちょっと汚れている。たばこ以外のそういったごみのぼい捨ても多々見かける。そういった状況がかいま見えてございます。たばこも実際にどれぐらいあるかという、私も目測ではかってきたんですが、一つのストリートを歩くと、大体30本から、それらが点在しているような、そういう状況にございまして、恐らくお店さんにしてみても、二、三本を拾っていただくと大変きれいになっていきます。こういった状況にございます。

そういう中で、路上喫煙禁止の予算の内容でございすけれども、従来、なかなかできていなかった、これをちょっと見ていただくと、午後5時から翌日の午前零時までという7時間という少し長い時間をとらせていただいて、恐らくこの夜だろうというところの評価というのを今回加えているというのが1点でございす。

それから、あともう一つは、ごみの回収というのも重要でございす。やはりたばこ吸いの心理となりますと、下に落ちておるのを見てもついつい吸いたくなるというような、そういった気持ちもございす。2段構えで予算を組ませていただいているというような状況でございまして、今回は10月から始めたばかりで、10月26日から11月9日というのはちょっと端境期間になっておる。11月23日から12月14日ですね、前回、24回、ご質問いただいて、お話いただいたと思いますので、端境なんです、ちょっと集中的にやってみて、少し追い出しとか図ってみたいという思いと、今の状況を見ていると、余り頻繁にやるまでの落ち方ではないのかなと思ひまして、定期的に間隔をあけずにやらせていただいて、スポット的なところを事業者の方と、日常の清掃でも対応できるくらいの範囲だとも考えておりますので、そことの持ち合うというか、全体を見回るような形で息長くやっていかないと難しいと思っておりますので、そういう形で次年度も取り組みたい。それで、月も定例的に2週間に1回ぐらいきちっとパトロールして拾っていくと、そういった形で臨みたいと、そういうふうに思っておる次第でございす。

○ 森川 慎委員

そうすると、今の現状だと月2回で十分なパトロールの体制だというふうに市としては認識しているということですね。

○ 田中環境部長

こちらにつきましては、例えばこちらのこの業務というのは、どの市も非常に頭を抱えている事案でございまして、これは千代田区が先進事例とよく言われているんですけども、やる以上は、最初の取っかかりというのは一定の効果があると言われているんですけども、じゃ、根絶しようとなった場合は、完全に毎日、べたべたにつけない限りは根絶しないということで、やはりどこも二の足を踏んでいる。中途半端は厳しいということでございます。

そうした中で、我々も路上喫煙のパトロールと、それから、たばこを吸うところの4カ所の清掃のほう、私たちは清掃のほうは毎日やってございますので、それとうまく組み合わせる形でこの辺の効果というのを見切っていきたいなと思っておりまして、なるべくなら、例えば時期とか場所とかもあると思いますので、その辺を見切りながら、効果的にやっていきたいという思いでございます。

○ 森川 慎委員

月2回、結構中途半端だと思うんですけど、今のお話やと。効果をちゃんと確認して、今後また続くのであればふやしていくという、来年度以降ですけれども、その辺だけもう一回確認させてください。

○ 田中環境部長

こちらは、私どもとしても、この10月から始めたところでございまして、12月に集中的に力を入れている期間もございます。それを見ながら実行していく中で、やはり先ほど森川委員ご心配のように、なかなか効果が上がらないのでとか、逆に効果が見えたら、こういった事業というのはなるべくなら控えていきたいところではありますが、その辺の効果検証もしながら、次年度予算の執行の中でも十分には検討をしてみたい、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○ 森川 慎委員

よくわかりましたので、効果的なところを調べていっていただきたいと思うんですけども、あわせて中心市街地の、例えば放置自転車のパトロールであるとか、客引きのパトロールであるとか、これはちょっと部局をまたぐんですけど、そういったところと連携しながら、より効果的なことというのにも模索できるのではないかなという提案をいただいた

んですけれども、お考えはどうでしょうか。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

客引きの関係につきましては、今回の路上喫煙の禁止区域と重なっている部分、逆に言うと客引きのほうが多いような状態でございます。そちらのほうのパトロールの方につきましては、公式的という形ではないんですが、当然同じような市の形でパトロールをやっている中で、路上喫煙につきましてもそういうような状況を見て出てきました場合は、喫煙所のほうにご案内していただくとか、当然ここは禁止区域ですのでやめてくださいというようなお話をさせていただいておる、現実的にはそういうところでございます。

私どものほうにその辺のお話というのは、当然お願いはしております、現実的に吸っている方、吸っていない方のほうがあそこで吸っておるぞというふうなお話で、そのような客引きのパトロールの方にお話をさせていただいておるような状況につきましても、やはり多数あるというのは認識しておりますし、その辺は協力体制という形で指導をお願いしますということでお話をさせていただいておる状況でございます。

○ 森川 慎委員

ぜひ難しいことだと思いますけれども、必要だったら増額なり、お金をそれなりにつけて対策をしていかないといけないと思いますので、研究していただいて、今後もよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○ 石川善己委員長

他にございますか。

○ 加納康樹委員

先ほど質問であったんですけど、ちょっと部長の認識が甘いなというふうに一言だけ。路上喫煙のやつで、恐らく皆さん通勤で近鉄四日市の北口を使われている方は、毎日のようにごらんになっていると思うんですけれども、退庁時ぐらいの時間で、これは出てきたところでたむろをしていて、お姉ちゃんのスカウトをしている兄ちゃん、思いっきりあそ

こで吸っていますよね。ああいうのって、声をかけないものなんですか。私、何度か声をかけたことがあるんですけど、その場はやめるんですけど、そのうちまた吸っているということなんですけど、あのスカウトの兄ちゃん、まず締め上げる必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

○ 田中環境部長

ちょっと認識のことがありましたので、この路上喫煙の禁止の事の発端というのは、加納委員が今おっしゃられたとおり、あそこの部分で、客引き等々をする方がたばこを吸う。当然指導には行くんですけども、指導しても、その場でやめられて、またしばらくして見えなくなると吸う。イタチごっこという状況の中で、これが生まれてきたというところでございます。

私も実際に歩いてくると、恐らくコンビニで買い食いされたりするような感じのところは私はポイントになっているとか、そういう状況もございますので、先ほども森川委員がおっしゃられたとおり、市民部局との連携は不可欠と思っていますので、そうした形で、その部分、スポット的な強化というんですか、あわせてやっていかないとあかんと思っていますので、その連携というのは一度調整しながら、もう少し力を入れてやってみたいと思っています。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

○ 加納康樹委員

はい。

○ 伊藤修一委員

関連して、ことしの、本年度の部分で月2回、12月は6回、1月は3回と。これは、時間帯は何時から何時にやっているの。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

これにつきましても、夕方5時から零時までというような形でございます。

○ 伊藤修一委員

5時から零時というふうに限定してやっている根拠というのか、何かそういう部分があるのかどうか。逆にほかの人がたくさん通る時間帯というのは、もっと別の時間帯もあるし、休みの日やったらたくさん人が通る時間帯は、もっと早い時間かもわからんし、そこから辺はどうして5時から零時に限定しているの。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

まず、この時間帯の設定でございますけれども、過去は職員等で見回り等、パトロールを行っておりました。これにつきましては、午後4時から午後5時というような時間帯とか、それから、過去には午後7時から午後8時というような形をしておりましたところ、やはり日中というのは、通行量が少ない時間帯もあるんですけれども、実際、路上喫煙禁止区域において、吸われて、歩きたばこをされておる数というのは非常に少ないというようなデータ上が出ております。具体的に何件というところまでは見ていないんですけれども、逆に言うと、指導したという件数が月に何件あるんだろうかなというような状況でございます。

ただ、金曜日の夜とか、パトロールに参りますと、やはりそういうような形で吸われておるところがありますので、時間帯としては夜のほうが多いのかなというような形で、まず5時以降という形を設定させていただいております。

あと、17回の日にはちの設定でございますけれども、やはり金曜日とか祝日というような形の狙いを私どものほうで考えております。

○ 伊藤修一委員

資料に地図をつけてもろうてあるけれども、枠の中に7時間、ぐるぐるぐるぐるしようと思うと大変やと思うんやわ。逆に7時間ここに拘束するということも必要かもわからんし、逆にいろんなバリエーションで、いろんな調査をもっともっと啓発やで、それこそさつき部長が言ったように、小さい子供に煙が当たったらあかんとか、いろんな人の通る時間帯に、全ての時間帯におってくれればいけれども、それが不可能とするんだったら、

いろいろなところに、固定した時間帯だけじゃなくて、バリエーションを持って、そういうふうな時間帯を工夫してみたりとか、逆に零時まで7時間も拘束せんだって、あるときはもうちょっと短く、あるときは長くとか、やっぱり人をつかまえる仕事じゃなくて、啓発だから、そこまであれするよりは、半分の時間にして、それより日数を2回から3回、3回から4回とか、そういうふうないろんな工夫が考えられると思うんやけれども、午後5時から午後7時、月2回の仕様書で発注する考えなのかどうかだけ確認しておきたいです。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

今、委員言われましたように、実際、拘束時間が長いというような形でございます。本年度につきましては、路上喫煙禁止区域につきまして、どういう順番にパトロールするんだとか、どこを重視的にするんだというのは随時協議を行っております。本年度のその辺の状況も踏まえて、その辺を考慮に入れて、来年度、考えさせていただきたいという部分はあるかと思っておりますので、そういうふうな配慮を考えていきたいと思っております。

○ 伊藤修一委員

これ、債務負担で仕様書をつくって、もうやっちゃうんじゃないの。この仕様書どおりに契約まで。だから、来年度考えるというというのは、今考えなくちゃならないのと違うの。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

今回の仕様書につきましては、委員言われるように、時間帯を縛っております。これをどのような形でこのコースを回るとか、そういうような詳細につきましては、この中で見ていける部分があるかなと思っております。

○ 伊藤修一委員

見ていけるってどういうことなん。だから、仕様書にははっきり午後5時から午後7時、月2回とうたうんでしょう。だったら、それが契約じゃないですか。来年度、いろいろ考

えたいとか、調整したいとか、もう今回決めてしまうんやろう、決め打ちして。だから、何もここで話し合うあれが、いろんな意見が入る余地がないんじゃないのと、そういうことを聞いているわけ。

○ 前川生活環境課課長補佐

生活環境課、前川でございます。

伊藤委員がおっしゃるように、いろんなバリエーションがあってもいいんじゃないかというの、ごもっともなお話でございます。

今回、参考までに午後5時から零時というふうな時間の割り振りをさせていただきましたけれども、契約でございますので、その時間の調整、あるいはどの月のどの日を二重で置くだとか、そういったところのバリエーションはこれから調整できる段階です。現在、仕様書等々の作り込みというのはやらせていただいておりますが、そこら辺の日程の調整、それから、時間の配分、こういった部分については特段まだ調整は可能というふうに認識しております。

ただ、1日2時間だけ拘束するのと、1日7時間拘束するのと料金が余り変わらんようございまして、その辺がちょっと微妙なところがあるんですけど、その辺は、今後仕様の中で調整をさせていただければというふうに思います。

○ 伊藤修一委員

可能性があるということと、費用対効果もあるし、それから、今、委員のほうから出たけど、月2回ということがどうなんだという声があるわけやから、その部分は、結局、皆さん方の仕様書、また調整の中で変更する可能性があるということを理解していいわけですか。

○ 前川生活環境課課長補佐

実は、全体的な日数はふやすことはちょっと難しいんです。ただ、その日数をどこかの月は1回やけど、どこかは月3回するとか、そういうふうな割り振りになるだろうと思えますけれども、今の流れの中では、日数をふやすのは、今の段階ではちょっと厳しいかなというふうに思います。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

○ 伊藤修一委員

はい。

○ 石川善己委員長

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 石川善己委員長

じゃ、他にご質疑もないようですので、これより討論に移らせていただきたいと思います。

討論ございましたら、挙手にてご発言をお願いします。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認めます。

討論もないようですので、簡易採決にて諮らせていただきたいと思います。

議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

なお、全体会送りについてのご提案がありましたらご発言願います。

なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

では、全体会送り、なしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

予算議案につきましては以上とさせていただきます。

議案第66号 四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

議案第81号 四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定について

○ 石川善己委員長

ここからは、都市・環境常任委員会としまして、当委員会への付託の一般議案としまして、議案第66号四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について及び議案第81号四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定についての審査に入らせていただきます。

入ってください。

それでは、資料の説明に入りたいと思います。

資料の説明をお願いします。

○ 小林生活環境課廃棄物対策室長

小林でございます。

まず、資料の保存場所の説明をさせていただきます。01本会議、12平成30年11月定例月議会、04提出議案参考資料の14ページをごらんください。

議案第66号四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正についてでございます。

市町村が設置します焼却施設などの一般廃棄物処理施設には、廃棄物処理法の規定によりまして、技術管理者を置くことが義務づけられております。その資格要件が統一の基準に参酌しまして、市町村が条例で定めることとされておりますが、今回、当該資格要件に関する法律の規定が改正されたことを受けまして、本市の条例についても同様の改正を行うものでございます。

実際の改正の内容は、上下水道局でも水道法のほうでも同様の議案があったかと思いますが、学校教育法が改正されまして、大学制度の中に新たに専門職大学というものが位置づけられまして、平成31年4月から制度が開始されるということを受けまして、廃棄物処理法に定めます技術管理者の資格要件に専門職大学の課程を修了した者を加えるという改正が行われまして、それに合わせて本市の条例につきましても同様の規定の改正を行うものです。

説明は以上です。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

続けて。

○ 山本生活環境課長

引き続きまして、議案第81号につきまして、保存場所のご案内をさせていただきます。

まず、05都市・環境常任委員会、20平成30年11月定例月議会、04環境部関係資料でございます。これにつきまして、17分の3のほうをよろしくお願いいたします。

17分の3、北部墓地公園の指定管理者の指定ということでございます。施設名につきましては、北部墓地公園、指定管理者のほうは、今回、代表取締役、小林の株式会社翔和でございます。これの選定につきましても経緯につきましては、平成30年6月に選定委員会

による公募要項の審査が始まりまして、最終的な総合審査という形で平成30年10月15日に総合審査結果が出ております。審査結果につきましては、17分の3の算定結果の概要につきまして、こういう総得点になっております。この審査におきまして、評価されたところにつきましては、今回、翔和につきましては、従前におきましても北部墓地公園の指定管理者という形で実績がございます。その中で、従来からの当然墓地の清掃等につきましての誠意さ、それと、本来の仕様書の基準を上回るような形で維持管理等がされておったというような形、その辺が非常に好評価というような形の点数が出ておまして、今回、株式会社翔和という形が設定されました。

こちらにつきましての詳細など、審査結果等を含めましての審査資料につきまして、17分の4から17分の10という形で資料をつけさせていただいております。

以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑等ございましたら、挙手にてご発言を願います。

○ 中村久雄委員

今の指定管理のところですね。議案第81号、議案書を見ましたら、何度も指定管理者の応募者が、1が来ると思ったんやね。やっぱりこれ、実績がなかなか出てこないんやろうか。確かに業者は5年で、そこで出さなあかんし、事業所もまた5年でかわってもあれやけど、ここの内容、評価点を見ておったら、全然これでいいかと思うんですけど、民間の活力を市民サービスを上げようというので、いろいろ競争原理が働いてくれるのがいいかと思うけど、なかなか競争原理が働いてこないという現状は、どういうふうに捉えていますか。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

今回の募集につきまして、当初の現地説明等につきましては、3件というような形の公募があったわけなんですけど、細かい事情というのは、余りというか、本旨をどこまで言

っていただいておりますかどうか分からないんですけども、3件あったうちにつきまして、1件が当然この翔和でございます。残り2件につきましては、現地のほうへ行きまして、ちょっとこのエリアとこの大きさではなかなか自分のところのほうではもりが難しいなというお話があったところと、もう一社、やはりこの業務につきましては、かなりの割合で人件費がかかってまいりますので、その辺の人件費との兼ね合いから、なかなか当社のほうでは難しいかなというような形で、最終的に募集されたのはこの1件というような形になっておりまして、その辺が現実的に出くわす問題となっていることも考えておりますし、今現在、この翔和さんでとっていただいておりますので、この辺につきましては、ある程度、会社なりの努力が見られる部分があるかなというふうに、決して人気の業務ではないかなというふうに思っております。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

○ 中村久雄委員

はい、承知しました。

○ 石川善己委員長

他にございますか。

(なし)

○ 石川善己委員長

なしのお声をいただきました。

よろしいですか。

それでは、他に質疑もないようですので、これより討論に移らせていただきたいと思います。

討論がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしのお声をいただきましたので、これより簡易採決にて諮らせていただきたいと思います。

議案第66号四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について及び議案第81号四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第66号 四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について及び議案第81号 四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

以上で付託議案の審査を終了とさせていただきます。

1時間ほど経過しましたので、10分ほど休憩を挟んで、引き続き協議会と報告事項に入らせていただきたいと思います。

25分再開で休憩に入らせていただきます。

15 : 12 休憩

15 : 44 再開

○ 石川善己委員長

引き続き報告事項としまして1件、もう説明というふうになっておるんですが、朝明広域衛生組合における組合規約の一部変更に係る協議内容についてということで、先般、朝

明広域組合のほうから文書が来たことに対する回答をいただいていると思いますので、その部分について報告を受けたいと思いますので、お願いします。

○ 北住環境部理事

環境部理事の北住です。よろしくお願いいたします。

先般、朝明広域衛生組合8月定例会の協議会においてご議論いただきました組合規約の一部改正につきまして、その場で各市町の議会のほうへ文書を出すということで確認がされました。

それを受けまして、朝明広域衛生組合の加納議長名で、各構成市町の議員各位、それから構成市町の議長宛てで、その協議内容についての文書を送らせていただきました。

そうしましたところ、川越町の柳川議員のほうから質問というような形でいただきました。

それが、先ほどの資料のほうの続きですけれども、17分の15ページのほうにございます。

柳川議員のほうからは、3点について伺いますということで、下のほうに1、2、3と番号がありますけれども、まず、なぜ組合議長名で出されたのかと、四日市市議会として、全議員の同意がなされているのか。それから、なぜ各町の議長宛てに文書が出されたのかということで質問が出されましたので、これにつきまして、回答のほうをさせていただいております。

めくっていただきまして、17分の16でございますけれども、これも、先ほど加納議長名のほうで柳川議員のほうへ回答させていただいております。

まず、1番につきましては、組合議会の協議会の中での協議内容というものを取りまとめるという形をとらせていただきましたので、組合議長名で文書を出させていただきました。

ということと、2番につきましては、四日市市議会では、各派代表者会議の中で確認の上、提案されたということが確認されたということで回答させていただいております。

また、3番につきましては、各議会のほうへ持ち帰って議論していただくというような結論になってございますので、各議会でご議論いただくために、各構成市町の議長さんのほうへ、こういう結果という形でご報告させていただいたというような形で回答させていただいております。

なお、もう一点ですけれども、この文書を受けまして、17分の17でございますけれども、

菰野町議会のほうからは回答をいただいております。こちらにつきましては、菰野町議会としては、選出議員のほうに議論を任せるということで、朝明広域衛生組合の議会の中で議論してくださいというような文章の回答でございました。

以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

以上が説明となります。

ご質疑、あるいは確認等ございましたら。

○ 伊藤修一委員

質疑ではないんですが、一連の流れの中で、加納議長、また事務局のほうではいろいろお世話になりまして、ありがとうございます。

来年、年明け、1月24日に朝明広域衛生組合、また通常の前算議会を予定されております。ここで都市・環境常任委員会の皆さんと会う機会というか、環境部も含めて、こういう機会はもうこれで最後かなというような気もしますので、私のほうから、この経緯ということで、ちょっと皆さん方も知っておいていただければと思いますので、2点お願いしたいと思います。

まず、1点目につきましては、各町議会のほうに既に菰野町のような形で文書をいただいているところもありますが、漏れ伝え聞くところによると、なかなかご理解いただけていないというか、厳しい町議会の話も伺っておりますので、ぜひ来年1月24日の朝明広域衛生組合の前算議会におきまして、議会費を計上する場合におきましては、四日市の申し出もありますので、各町議会、三重の3町の意向確認をしていただいた上で、前算議会費については前算計上を図っていただくように、これは事務局のほうにお願いをしておきたいと思います。通常、通年どおりというようなことで前算計上が行われることがないようにだけ、ぜひご理解いただきたいと思います。

2点目に、都市・環境の常任委員会の皆さん、また、朝明広域衛生組合にかかわっている皆さんには、今回、一連の流れの中で大変ご心労もおかけいたしたところでございます。私たち四日市市議会のほうも、通常の前算方式から包括業務委託に変わり、来年度、もう4年目ということで、この議会の改革というのは流れをとめるわけにはいきませんが、い

かんせんなかなか厳しい状況でございますので、今回の流れを継続するという事は、来年4月に改選がありますので、これも難しいと思うので、皆さん方にご理解いただければ、1月24日の時点で、また私のほうから、今回こういう問題提起をさせていただいたということをとどめていただいて、今後のさらなる朝明広域衛生組合の議会改革についてはまた次回に委ねていくというような表明をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

まず、2点、お願いしたいと思えます。

○ 石川善己委員長

というところになります。

ご意見というか、いろいろと伊藤修一委員のほうから、当初ご発言をいただいた案件でもあります。委員の皆さん、そこについての何かありましたら。

○ 加藤清助委員

伊藤さんが言われたのは、来年度の朝明広域衛生組合の予算の計上についてと今言われていましたやんか。それは、具体的には提出原案を前提にした予算計上で考えてほしいという意味合いだったんですか。

○ 伊藤修一委員

これは議会費の予算計上については、執行部側のほうで一応計上されるわけですので、その計上に当たっては、各町議会のほうに意向確認だけはしておいてくださいという、そういうふうなことで、執行部のほうの予算計上のほうに委ねたいと思っております。

○ 加藤清助委員

予算やで提案権は理事者側なので、前提として、それぞれの3町だとか、うちも含めての意向確認をした上でという意味合いですね。

○ 森川 慎委員

来期へ送っていくというのが、果たして同じ思いでやってもらえるのかなというのがすごく今思うところで、例えば菰野町は議会で議論せいと言ってきている中で、修正したっ

たらええんかな。ないことはないんですけど、そこまでの覚悟を持ってやっていくということであれば、そういうやり方もあるのかなと思いながら伺っていたんですが、余りごちゃごちゃになって、対立を生むのも本意ではないところもあって。

○ 伊藤修一委員

既に川越町から意見書というか、質問書も出ておる状況の中で、漏れ伝え聞くところによると、なかなかご理解いただいくことが難しいということが聞こえてくる中で、あえて一石投じるよりは、今回一步下がって、ある意味、問題提起をさせていただいたと。改選時期に当たりますので、これは継続という形はとれないかわかりませんので、問題提起をやらせていただいたということで、記録として、四日市のスタンスを表明させていただいたということで、さらに議会改革だけは続けていく意思は持つておるという表明で終わりたいと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

伊藤委員の思いに、私たちは多分みんな沿いたいと思うので、そういうことであれば従わせていただきたいと思っております。

○ 石川善己委員長

なければ最後に。

○ 加納康樹委員

朝明の議長の立場で、せっかく皆さんにご同意もいただいて、組合議会の議員提出の件もいいんじゃないかというご同意はいただいたんですが、ちょっと私の努力不足で、川越町さんのご理解をいただくことがどうも困難というところがございますので、1月の議会の全員協議会というところで、再度お話だけ出させていただいて、その場で引っ込めるといふことにはなるかと思うんですが、そういう形のまとめ、今期としてはそういうまとめにさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 石川善己委員長

というところで、議長のほうからも協議会での説明がなされましたので、そういったと

ころで朝明広域のほうへ参画していただくという皆さんについては、またご配慮と意見のほうをお願いしたいという部分で結ばせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ありがとうございました。

では、以上をもちまして……。

○ 伊藤修一委員

別件でお願いしたいことがありまして、8月定例会議会の協議会の中で、ごみ処理手数料の取り扱いについてという項目がありまして、継続になっている案件で、特に福祉部局と調整して介護予防・日常生活事業に係る部分のごみ処理手数料の案件、これ、経過報告だけ委員会のほうに報告いただけたらと思うので、お願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

○ 田中環境部長

こちらはご報告させていただきまして、1点は、シルバー人材センターの関係につきまして、また都市整備部とか、歳入のほうで出てまいります、大体、皆様とお話しさせてもらい、福祉の関係の団体ですね。サービスの事業者さんとお話しさせてもらいまして、大体ご同意がいただいておりますので、我々もできる範囲内とはなりますけれども、協力できるところは協力するという形でお話しさせてもらいましたので、また文書が福祉部局に対して出ておりますので、福祉部と、先ほど委員会でもおっしゃられましたけれども、こちらから書面という形で近々にご回答させていただきたいと思っております。内容としては大体ご同意をいただいているという状況でございます。

以上です。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

○ 伊藤修一委員

はい。

○ 石川善己委員長

というところで、他にございますか。

(なし)

○ 石川善己委員長

なければ、これで環境部の説明を終了という形にさせていただきたいと思います。

お疲れさまでした。

15 : 56 休憩

16 : 00 再開

○ 石川善己委員長

それでは、ただいまより審査順序に従いまして、都市整備部の審査に入らせていただきます。

まず、部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 稲垣都市整備部長

きょうも長い時間、お疲れさまでございます。

私ども補正予算からを初めとしまして、三つの議案、それから、協議会も多数お願いしてございます。

説明のほうは簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第1項 土木管理費（関係部分）

第2項 道路橋梁費（関係部分）

第3項 交通安全対策費（関係部分）

第4項 河川費（関係部分）

第5項 港湾費（関係部分）

第6項 都市計画費（関係部分）

第8項 住宅費（関係部分）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 石川善己委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会としまして、議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第1項土木管理費中関係部分、第2項道路橋梁費中関係部分、第3項交通安全対策費中関係部分、第4項河川費中関係部分、第5項港湾費中関係部分、第6項都市計画費中関係部分、第8項住宅費中関係部分、第2条債務負担行為の補正中関係部分についての審査に入らせていただきます。

まず、資料の説明をお願いいたします。

○ 伴都市計画課長

都市計画課、伴でございます。よろしく申し上げます。

それでは、都市整備部に係ります平成30年度11月補正予算の予算概要についてご説明させていただきます。

まず、私のほうから、補正及び債務負担についての概要の説明をさせていただき、詳細につきましては、各担当課長から説明をさせていただきます。

資料は、タブレットの会議用システムに配信してございますフォルダ名06予算常任委員会、16平成30年度11月定例会議会、01補正予算資料（部局）です。05都市整備部をお開きください。

予算常任委員会資料、平成30年度一般会計補正予算（第5号）になります。よろしいで

しょうか。

それでは、タブレットのページ番号4ページ、平成30年11月補正予算総括表をごらんください。

この総括表は、一般会計補正予算（第5号）における都市整備部所管のものをまとめたものです。支出科目ごとに予算額、8月補正後の予算額、今回お願いいたします補正の内容、そして、補正後の予算額を記載しております。

なお、今回の補正は、主に国からの交付金の内示割れによるものとなっております。また、人件費の補正も含まれており、補正予算の内容B欄に記載しておりますが、この人件費の補正につきましては、別に総務分科会で審議いただきますので、説明を省略させていただきます、主要関係経費の補正のみをご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、順にご説明をさせていただきます。

まず、項道路橋梁費、目道路新設改良費につきましては5億4310万9000円の減額補正、同じく目橋梁新設改良費につきましては1億350万円の減額補正、次に、項交通安全対策費、目交通安全施設整備費につきましては1億9860万円の減額補正、項河川費、目河川改良費につきましては5100万円の減額補正を、最後に、項都市計画費、目公園管理費については200万円の増額補正、同じく目公園建設費については930万円の減額補正を行い、これらを合わせまして、資料の11月補正の内容C欄、事業費補正額の下段にありますように、9億350万9000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、5ページと6ページをごらんください。

平成30年11月一般会計補正予算概要でございます。

本項では、予算科目別の事業名別、科目別に補正前、今回補正額、補正後の金額を、また一番右の欄には、その理由を示させていただいております。

次に、7ページをごらんください。

平成30年11月議会、債務負担行為概要についてでございます。

上段の国道1号、北勢バイパス関連市道検討業務委託費になります。北勢バイパスにつきましては、現在、市道日永八郷線から国道477号バイパスまでの区間で整備が進められておりますが、その先線となる国道477号バイパスから南の区間において、関連する市道の検討を行う業務となります。市道のルートや北勢バイパスと市道との接続などに係る構造等について検討を行うものでありますが、業務委託につきましては、年度内の契約を行

うものでありますが、業務の年度内完了が見込めないことから、債務負担行為をお願いするものとなります。

また、その下の表は、経常的なものとして、平成31年度当初から保守等の管理をする必要があることから、施設保守管理委託等に要する費用について、地下ポンプ場設備保守点検業務委託ほか6件を、そのほか、業務事務処理委託等に要する経費について、アンダーパス保安管理業務委託1件の債務負担行為をお願いするものとなります。

詳細につきましては、各担当課長から説明をさせていただきます。

○ 伊藤（準）道路整備課長

道路整備課、伊藤でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは、道路事業関係分につきましてご説明させていただきます。

資料の8ページから13ページまでは、社会資本整備総合交付金事業費及び防災安全社会資本整備交付金事業費を、また、14ページは、交通安全施設整備単独事業費につきまして、国庫補助交付金の内示に伴い補正をお願いするものです。

まず、資料8ページをごらんください。

社会資本整備総合交付金事業費（道路）でございます。

この事業は、小杉新町2号線、泊小古曾線、下野保々線の整備を行うものですが、当初予算額3億9400万円に対し、国からの内示額は6738万4000円でありました。この事業は、近年、非常に厳しい内示となっており、事業進捗におくれが生じております。今回の内示では、ますます事業進捗におくれが生じることから、財政部局と協議を行い、今年度予定をしておりました小杉新町2号線及び泊小古曾線の用地購入費と、また泊小古曾線の建物補償費として必要となる3746万9000円を一般財源にて増額をお願いするものです。

今回、交付金の内示により国庫支出金を減額補正し、一般財源を増額補正することにより、当初予算額3億3400万円、補正額マイナス2億8914万7000円となり、補正後額は1億485万3000円となります。

次に、資料9ページをごらんください。

社会資本整備総合交付金事業費（港湾関連）でございます。これは、交付金の内示により減額補正をさせていただくもので、補正による金額は記載のとおりとなっております。この事業は、四日市港千歳地区に情報案内板を設置する事業で、当初、3基設置する予定でありましたが、設置基数は2基となりました。

次に、資料10ページをごらんください。

防災安全社会資本整備交付金事業費（道路事業関連）でございます。この事業も交付金の内示により減額補正をさせていただくもので、補正による金額は記載のとおりとなっております。

この事業は、道路施設修繕計画に基づき、損傷が著しい神前桜線ほか6線の再舗装と、諏訪新道線にかかる蔵町横断歩道橋の再塗装などを実施するものでありましたが、今回の内示により損傷の進行が認められた沢の川線と常磐四郷線の再舗装及び蔵町横断歩道橋の再塗装を実施させていただきます。

なお、今年度予定をしておりました神前桜線ほか路線につきましては、舗装の損傷が進行した場合は、損傷箇所の局所的な舗装の打ちかえなど維持修繕での対応を行い、車両が完全に通行していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、資料11ページをごらんください。

防災安全社会資本整備交付金事業（橋梁長寿命化関係）でございます。この事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕や落橋防止などの耐震対策を行うものです。この事業のうち、事業費が最も多い新大正橋では、橋桁の再塗装を行うものですが、交付金の内示により再塗装の範囲を縮小し実施してまいります。残りの部分につきましては、引き続き来年度以降、実施してまいりたいと考えております。

次に、資料12ページをごらんください。

防災安全社会資本整備交付金事業（港湾）でございます。この事業につきましても、交付金の内示により減額補正をさせていただくもので、補正による金額は記載のとおりとなっております。

この事業は、歩行者の安全な通行や公共交通機関による市民の円滑な移動を支える道路空間の整備を図るものです。この事業では、主に四日市あすなろう鉄道の内部駅前広場で現所在地権者と交渉中であります建物補償費と用地購入費に内示額を配分させていただきました。富田21号線以下2路線につきましては、来年度以降に実施をしていきたいと考えております。

次に、資料13ページをごらんください。

防災安全社会資本整備交付金事業費（通学路交通安全対策費）です。この事業は、通学路の安全対策として、路肩整備やカラー舗装などを実施するものですが、ほかの事業と同じく交付金の内示により減額補正をさせていただくものです。この事業のうち、富田金場

線につきましては、富田小学校を点としてカラー舗装を実施しており、今年度、県道上海老茂福線までの区間を完成させることで、一定区間、通学路の安全確保という事業効果を実現するため、一般財源の増額補正をお願いし、今年度の計画区間の整備を行うものでございます。

また、霞ヶ浦垂坂線におきましては、国道23号の霞ヶ浦南交差点に地域住民の方や霞ヶ浦緑地をご利用いただく方の交通安全対策として横断歩道橋を設置するもので、当初、交通安全施設整備単独事業費として予算を計上しておりましたが、国庫補助事業として国に採択されたことから、2000万円の増額補正を行うものです。

今回の補正によりまして、当初予算額1900万円、補正額1640万円、補正後額3540万円となります。

次に、資料14ページをお願いいたします。

交通安全施設整備単独事業費でございます。

この事業につきましては、先ほどご説明をさせていただきました霞ヶ浦垂坂線につきまして、国庫補助事業として採択を受けたことから、ここでは2000万円の増額補正をさせていただくものです。

資料15ページは、今回補正をお願いします各事業路線ごとの当初予算額、補正額、補正後額とその対象となる路線の位置図となっております。

続きまして、道路関係の債務負担行為につきましてご説明させていただきます。

少し資料を送っていただき、22ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

地下ポンプ場整備保守点検業務委託でございます。この事業は、大雨時にアンダーパスなどの道路冠水被害を未然に防ぐため、市内12カ所に設置してあります地下ポンプ場の保守点検業務を年間を通して行うものです。本業務につきましては、平成31年4月1日からの契約が必要であることから、単年度債務負担行為をお願いするものです。限度額として230万円としております。

続きまして、アンダーパス保安管理業務委託の説明をさせていただきます。

資料を少し送っていただき、29ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

アンダーパス保安管理業務委託ですが、この業務は、市内6カ所の鉄道や道路のアンダーパスにおいて、道路冠水時に通行車両等の事故を防止するために通行規制などを行うも

のでございます。本業務も平成31年4月1日からの契約が必要であることから、単年度債務負担行為をお願いするもので、限度額は100万円でございます。

私からの説明は以上となります。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

○ 中村河川排水課長

河川排水課、中村です。よろしく申し上げます。

資料、戻っていただきまして、16ページをお願いします。

16ページは、準用河川改修事業費です。交付金の内示割れに伴う減額補正となっております。補正内容につきましては、準用河川朝明新川では、当初予算額4600万円、100万円の減額で、補正後の額は4500万円となり、次に、源の堀川は、当初予算額8200万円、補正額3700万円で、補正後の額は4500万円、続いて、米洗川周辺につきましては、当初予算額7000万円、補正額1300万円で、補正後の額は5700万円となり、合計補正予算額は5100万円、なお、17ページにつきましては、歳出のほうを添付しております。よろしく申し上げます。

私からの説明は以上です。

○ 石田参事兼市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の石田でございます。

18ページをごらんください。

公園施設管理費でございます。現在、市がシルバー人材センターへ委託しております公園の維持管理業務のうち、都市公園等施設管理業務維持修繕委託におきまして、四日市クリーンセンターへ持ち込む一般廃棄物の処分手数料が平成31年7月以降は免除とならないこととなったことから、1月から3月分の3カ月の手数料につきましては、200万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、19ページをごらんください。

垂坂公園羽津山緑地整備事業費です。国庫補助交付金が内示割れしたことに伴い、負担金の減額補正を行うもので、補正額がマイナス900万円、補正後が1100万円となります。

続きまして、次ページ、20ページをお願いいたします。

県公共事業負担金、北勢中央公園ですが、県が整備しております北勢中央公園における県が受けます国庫補助交付金が内示割れしたことに伴い、これに合わせ、市負担金について減額補正を行うものでございます。補正額のほうはマイナス30万円、補正後170万円となっております。

少し飛びまして、23ページをごらんください。

債務負担行為でございます。ここからは、公園、緑地等の管理につきまして、年度の切れ目ない事業を行うための単年度債務負担行為をお願いするものでございます。

まず、都市公園施設総合管理業務委託です。南部丘陵公園や三滝公園等、規模の大きな公園を適正に管理するため、除草、刈り込み、清掃等の業務を常駐で行うものでございます。限度額といたしましては6150万円となっております。

次に、24ページをごらんください。

都市公園等施設管理業務維持修繕等委託です。市内一円の487の公園や街路樹を適正に管理するため、樹木の剪定や伐採、除草、施設修繕等の業務を行うものとなっております。限度額といたしましては7390万円でございます。

次の25ページをごらんください。

都市公園等施設管理業務除草清掃等委託です。中央通り、三滝通りなどの中心市街地の街路樹や緑地帯及び周辺の10の公園を適正に管理するため、除草、清掃等の業務を行うものとなっております。限度額としましては2330万円となっております。

私からの説明は以上でございます。

○ 伴都市計画課長

戻っていただきまして、21ページをごらんください。

債務負担行為をお願いいたします。

国道1号、北勢バイパス関連市道検討業務委託費となります。北勢バイパスにつきましては、現在、市道日永八郷線から国道470号バイパスまでの区間で整備が進められており、その先線となる国道477号バイパスから南の区間において、関連する市道の検討を行う業務となります。鈴鹿市から松阪市に至ります中勢バイパス全線供用が日に日に迫っていることから、中勢バイパスと北勢バイパスを結ぶ鈴鹿四日市線の事業化の見通しをかける必要がある。そのためにも、早急な北勢バイパスの事業促進が不可欠となっております。

そこで、北勢バイパスの計画上にある市道のルートや北勢バイパスと市道との接続など

に係る構造等について検討を行うものでありますが、業務委託につきましては、年度内の契約を行うものでありますが、年度内の業務完了が見込めないことから、債務負担行為をお願いするものであります。

なお、債務負担行為の限度額は1000万円、期間は平成31年度までとなります。

また、当議案につきましては、追加資料の請求をいただきましたので、その内容をご説明させていただきます。

タブレットのほうでコンテンツ一覧まで戻っていただけますでしょうか。

フォルダ名01、本会議、12、平成30年11月定例月議会、10、11月27日追加配付、11月補正予算参考資料をごらんください。

資料の3ページをお願いいたします。

資料のほうでは、補正予算を上げさせていただいております国道1号、北勢バイパス関連市道検討業務委託費に関連しまして、北勢バイパスの南進についてということで、国道477号バイパスより南の区間におけますこれまでの経緯、今後の予定等を上げさせていただいております。

まず、北勢バイパスの事業内容ですが、北勢バイパスとしましては、川越町の南地先から鈴鹿市の稲生町までの28.5kmの区間が平成2年に都市計画決定されました。平成4年度には、川越町南福崎から四日市市采女町までの21kmの間で事業化がされましたが、その先の采女町から中勢バイパスの間はいまだに未着手の状態となっています。

なお、事業化区間内では、平成7年度に用地買収に着手し、平成11年度には工事着手しております。

次に、国道477号バイパスより南の区間、地区としましては、川島、四郷、内部、大山田地区となりますが、この区間での経緯になりますが、まず、平成23年度には、当該地区におきまして、現地測量に着手しております。翌平成24年度から平成25年度にかけては、地質調査や道路の予備設計を実施し、道路や水路などのつけかえ、機能回復などについて各地区と協議を行いました。

引き続き、設計協議等を予定していましたが、一部区間において測量の同意が得られないため、協議を進めるにはしばらく時間がかかることになり、その旨を当該4地区に報告いたしております。そのことから、翌平成27年度以降におけますこの4地区への対応としましては、実質的に事業が進んでおらず、国道477号バイパスから北の区間で行われている工事の進捗状況等を報告するのみとなっております。このような中、先月の北勢バイ

パス建設促進期成同盟会の要望の際には、国土交通省の道路局長からは、北勢バイパスと中勢バイパスが接続されることで効果が出ると認識している。引き続き国道477号バイパスから中勢バイパスの区間についても間を置かず進めたいとの意向が示されています。そのようなことから、今後、この南進区間におきまして、設計協議、用地取得、工事着工等進められることとなることから、市におきましても、関連する市道整備について早急に検討などを行うため、今回、補正予算を計上させていただくものであります。

私からの説明は以上となります。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

○ 矢田参事兼道路管理課長

道路管理課の矢田でございます。

コンテンツ一覧に戻っていただきまして、06予算常任委員会、16平成30年11月定例月議会、01補正予算資料（部局別）、05都市整備部をお開きください。またもとに戻るということでございます。

よろしいでしょうか。

続きまして、26ページをごらんください。26ページでございます。

自転車等駐車場管理清掃業務委託でございます。特に乗降客数の多い駅の自転車等の放置を防止するため、市内23駅の市管理の自転車駐車場の整備や清掃、その他放置自転車の撤去を行うもので、単年度債務負担をお願いするものでございます。限度額としましては1288万9000円でございます。

続きまして、27ページ、28ページをごらんください。

近鉄四日市駅前及び塩浜駅前の公衆便所清掃等業務委託でございます。資料にございませぬ駅前公衆便所を清潔に保ち、消耗品の補充等を行うもので、年度の切れ目なく事業を行うため、単年度債務負担をお願いするものでございます。限度額としましては、近鉄四日市駅前が59万8000円、塩浜駅前が50万3000円でございます。

説明は以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明は以上ですね。

ちょっと確認だけ。この補正予算の中で質疑のご予定の方、ちょっと挙手していただけますか。すぐなければ行きますが、一定あるようであればあすにしたいと思いますが、よろしいですか。

(なし)

○ 石川善己委員長

それでは、本日については、説明を受けたことはここまでとさせていただいて、あす朝から再開して、質疑から入らせていただくということで、本日はこれにて終了させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

16 : 26 閉議